

川崎市バリアフリー基本構想改定

【 新川崎・鹿島田駅周辺地区 】

令和5年6月

川 崎 市

目 次

第1章 バリアフリー基本構想改定に向けて	1
1 総論	1
(1) バリアフリー基本構想の背景と目的	1
(2) 用語の確認	2
(3) バリアフリー基本構想の位置づけ	3
(4) これまでの取組	4
2 川崎市をとりまく状況の変化	6
(1) 社会情勢の変化	6
(2) 川崎市の人口等の変化	10
ア 川崎市の総人口の状況		
イ 高齢者(65歳以上)人口の状況		
ウ 障害者の状況		
(3) 新川崎・鹿島田駅周辺地区の状況の変化	14
ア まちの変遷		
イ 特定道路の追加指定		
3 基本構想の改定の方向性の整理	16
(1) 基本構想の概要	16
(2) 基本構想の調査	19
ア 現状調査		
イ 意見聴取		
(3) 分析・評価を踏まえた改定の方向性	35
ア 重点整備地区の区域拡大、施設・経路の追加検討		
イ 未完了事業の継続有無の精査		
ウ 公共交通機関の利用に係る利便性・安全性のさらなる向上の検討		
エ 「心のバリアフリー」に関する事業の拡充		
オ ソフトの取組の拡充を後押しする「目標・方針」の内容の検討		

第2章 新川崎・鹿島田駅周辺地区バリアフリー基本構想改定	41
1 基本理念	41
2 目的施設・バリアフリー経路・重点整備地区の区域の設定	41
(1) 目的施設及びバリアフリー経路	41
ア 目的施設		
イ バリアフリー経路		
(2) 重点整備地区の区域の拡大	42
3 特定事業等	44
(1) 特定事業等一覧	44
(2) 完了した特定事業等一覧(改定では事業化しなかったもの)	46
4 推進体制及び進行管理	47
(1) 基本構想推進体制	47
(2) 今後のスケジュール	47

第1章 バリアフリー基本構想改定に向けて

1 総論

(1) バリアフリー基本構想の背景と目的

国民誰もが相互に人格と個性を尊重しながら共に支え合う「共生社会」の実現が求められており、そのためには、高齢者、全ての障害者及び妊産婦等、日常生活又は社会生活において身体の機能上の制限を受ける人々が自立した生活を営むことができるよう、バリアフリー化を促進することが必要とされています。

また、身体能力の違いや年齢、性別、国籍にかかわらず「どこでも、誰でも、自由に、使いやすく」という「ユニバーサルデザイン」の考え方に基づき、誰もが安全・安心に暮らせるまちづくりも求められています。

«バリアフリーに関する法令»

○ハートビル法

平成6(1994)年に「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」(以下「ハートビル法」という。)が施行され、不特定多数の人が利用する一定規模(床面積の合計が2,000m²)以上の建築物の建築等についてバリアフリー化が義務付けられました。

○交通バリアフリー法

平成12(2000)年に「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」(以下「交通バリアフリー法」という。)が施行され、市町村が、一定規模の駅等の旅客施設を中心とした地区(重点整備地区)において、駅等の旅客施設、周辺の道路、駅前広場、信号機等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するため、バリアフリー基本構想を作成することができるようになり、関係者が協力しバリアフリー化のための事業を実施する仕組みが設けられました。

○バリアフリー法

平成18(2006)年に、より一体的・総合的なバリアフリー施策の推進を図るため、ハートビル法と交通バリアフリー法を統合・拡充した「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(以下「バリアフリー法」という。)が施行されました。バリアフリー法では、高齢者、障害者等が日常生活、社会生活において利用する施設について、移動等の円滑化に携わる者が連携してソフト・ハード両面の移動等円滑化を推進することで、移動の連続性を確保することが重要であるとしています。

○福祉のまちづくり条例

本市では、平成10年(1998)年に「川崎市福祉のまちづくり条例」を施行し、すべての市民が住み慣れた地域社会において安心して快適な生活を営み、積極的に社会参加を行いながら心豊かな生活を送れるよう、さまざまな取組を推進しています。

(2) 用語の確認

「バリアフリー基本構想」はバリアフリー法に基づき、旅客施設を中心とした地区や、高齢者、障害者等¹が利用する施設が集まった地区において、公共交通機関、建築物、道路、路外駐車場、都市公園、信号機等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するために市町村が作成するもので、地区の「面的・一体的なバリアフリー化」を図ることをねらいとしたものです。

本市では、「バリアフリー基本構想」に関連して、バリアフリー法で規定する用語の他に、以下の■の用語を定義し、一部独自の考え方を取り入れています。

■目的施設

官公庁施設や福祉施設など高齢者や障害者等が日常的に利用する施設のうち

- ・広域から、鉄道・駅を利用して施設に行く人が多い
- ・他の公共的施設から徒歩で移動して施設へ行く人が多い
- ・駅から徒歩(概ね 500m)圏内にあって、駅から施設までは徒歩で行く場合が多い
- ・高齢者や障害者等を含む不特定多数の人の利用ニーズが高い

施設のことをいいます。

◇生活関連施設(参考)

バリアフリー法第2条第23号イで定められた施設(高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設)のことをいいます。

■バリアフリー経路

地形的制約等により生活関連経路としての整備が困難な経路で、可能な限りバリアフリー法に基づく基準等に適合した整備を実施する経路のことをいいます。

◇生活関連経路(参考)

バリアフリー法第2条第23号ロで定められた経路(生活関連施設相互間の経路)のことをいいます。

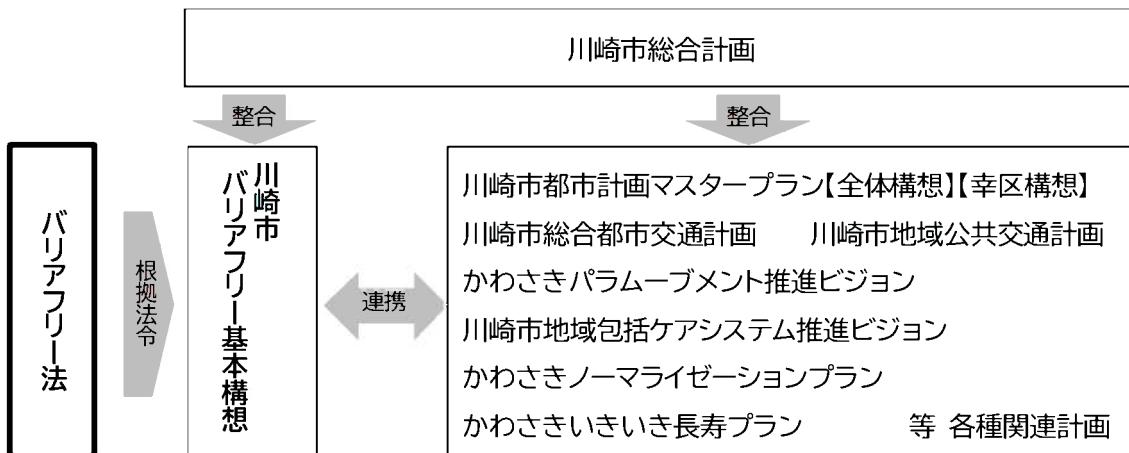
■バリアフリー推進構想

バリアフリー基本構想を策定していない駅を対象に、バリアフリー基本構想の考え方を踏まえながら、地区ごとにバリアフリー推進に向けた基本的な考え方を示しています。市内に11地区のバリアフリー推進構想を策定し、駅を中心としたバリアフリーのまちづくりを推進しています。

¹ 高齢者、障害者等:高齢者又は障害者で日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受けるものその他日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受けるものをいう(バリアフリー法第2条第1号)。なお、法にいう「高齢者、障害者等」には高齢者、全ての障害者(身体障害者のみならず知的障害者、精神障害者及び発達障害者を含む。)及び妊産婦等、日常生活又は社会生活において身体の機能上の制限を受ける者は全て含まれる。

(3) バリアフリー基本構想の位置づけ

「バリアフリー基本構想」については、本市総合計画と整合を図りつつ、川崎市都市計画マスターplan等の関連計画とも連携をし、取組を推進しています。



【関連・上位計画】

計画名(根拠法令名)	計画概要
川崎市総合計画 (一) 根拠法令	子どもたちの笑顔があふれ、高齢者や障害者等、誰もが社会に貢献しながら生きがいを持つことができ、産業都市として力強く発展し続ける、そのような成長と成熟が調和し、誰もが幸せを感じられる川崎をめざし、「安心のふるさとづくり(成熟)」と「力強い産業都市づくり(成長)」の調和により、市政をバランスよく進めるための計画を定める。
川崎市都市計画マスターplan 全体構想 (都市計画法)	「市の都市計画に関する基本的な方針」として定めるもので、将来の都市像(市街地像)を展望し、土地利用の方針や都市施設整備の方針、市街地整備の方針を示す(目標期間:概ね30年後の都市像(市街地像)を展望し、おおむね10年以内に取り組む事項を示す)。
川崎市都市計画マスターplan 幸区構想 (都市計画法)	幸区では、「水と緑と創造のまち 生き活き・さいわい」をめざす都市像とし、全体構想に即しながら、地域特性を活かした方針として、「市民と行政の協働によるまちづくりの指針」や「市民発意によるまちづくりのルールを策定する際の指針」としての性格を持つ方針を定める。
川崎市総合都市交通計画 (一)	鉄道・道路ネットワークから身近な地域交通などに渡る様々な交通課題に対応した、総合的かつ持続可能な交通政策を推進するための計画を定める。
川崎市地域公共交通計画 (地域公共交通活性化再生法)	地域特性に応じた多様な主体との連携により地域公共交通ネットワークを形成し、持続可能な地域交通環境の向上を目指す計画を定める。
かわさきパラムーブメント 推進ビジョン (一)	共生社会の実現に向け「かわさきパラムーブメント」による取組をより一層推進していくため、基本的な考え方や目指すもの、理念等を示す。
川崎市地域包括ケアシステム 推進ビジョン (一)	住み慣れた地域で自分らしさを發揮し、自立した日常生活を営むことができるよう、生活に必要な要素が包括的に確保された体制づくりとして、全ての地域住民を対象とした「地域包括ケアシステム」の構築に向け、「誰もが住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けることができる地域の実現」を基本理念とした基本的な考え方を示す。
かわさきノーマライゼーション プラン (障害者基本法、障害者総合 支援法、児童福祉法)	「障害者計画」、「障害福祉計画」、「障害児福祉計画」を一体的に策定した計画。「基本方針Ⅲ やさしいまちづくり」においてバリアフリー化の推進を施策として掲げる。
かわさきいきいき長寿 プラン (老人福祉法、介護保険法)	「高齢者保健福祉計画」と「介護保険事業計画」を一体的に策定した3か年計画。高齢者の住まいに関するバリアフリー化の推進を施策として掲げる。

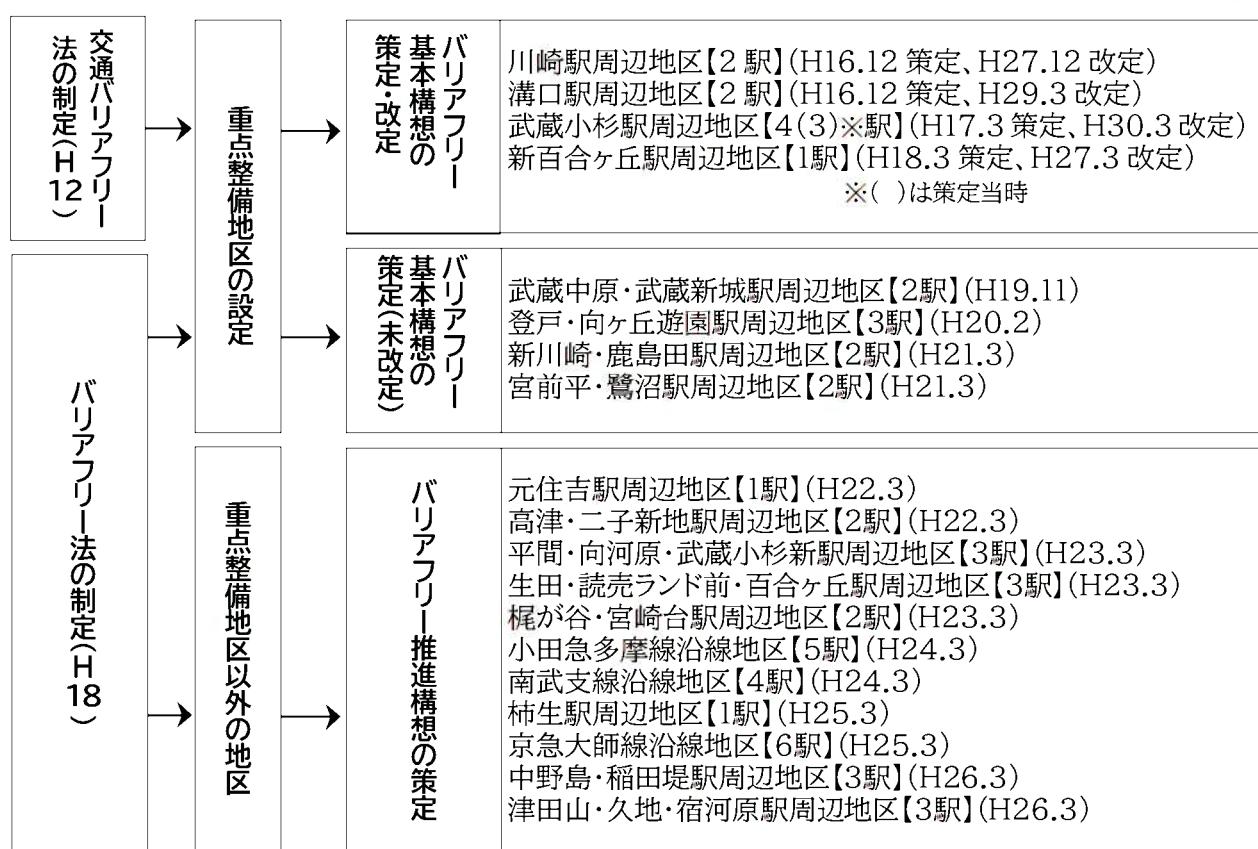
(4) これまでの取組

「バリアフリー基本構想」は、鉄道駅及び周辺地区のバリアフリー化を重点的かつ一体的に進めるため、鉄道駅等の旅客施設を中心として高齢者や障害者等が日常的に利用する施設がある、まとまった地区（重点整備地区²）を対象とし、駅、駅前広場、周辺の歩道、信号機等に関するバリアフリー化の方針や実施事業等を定めたものです。

本市では、買い物や通勤・通学などの日常生活で利用する駅やその周辺地区を対象に、高齢者や障害者等の移動等を支援するためのバリアフリー化の推進に取り組むこととしており、平成21(2009)年3月までに、市内53駅のうち17駅を対象に8地区の「バリアフリー基本構想」を策定してきました。また、交通バリアフリー法に基づき策定した「バリアフリー基本構想」4地区（川崎・溝口・武蔵小杉・新百合ヶ丘駅周辺地区）については、策定後の新駅の開業やバリアフリー法で拡充された内容を踏まえ、平成27(2015)年3月から平成30(2018)年3月までに改定を実施しました。

また、「バリアフリー基本構想」を策定していない市内33駅（残る JR 鶴見線4駅は策定対象外）については、平成22(2010)年3月から平成26(2014)年3月までに、バリアフリー法に基づく基本構想の考え方を踏まえながら、地区ごとにバリアフリー推進に向けた基本的な考え方を示す11地区の「バリアフリー推進構想」を策定しました。

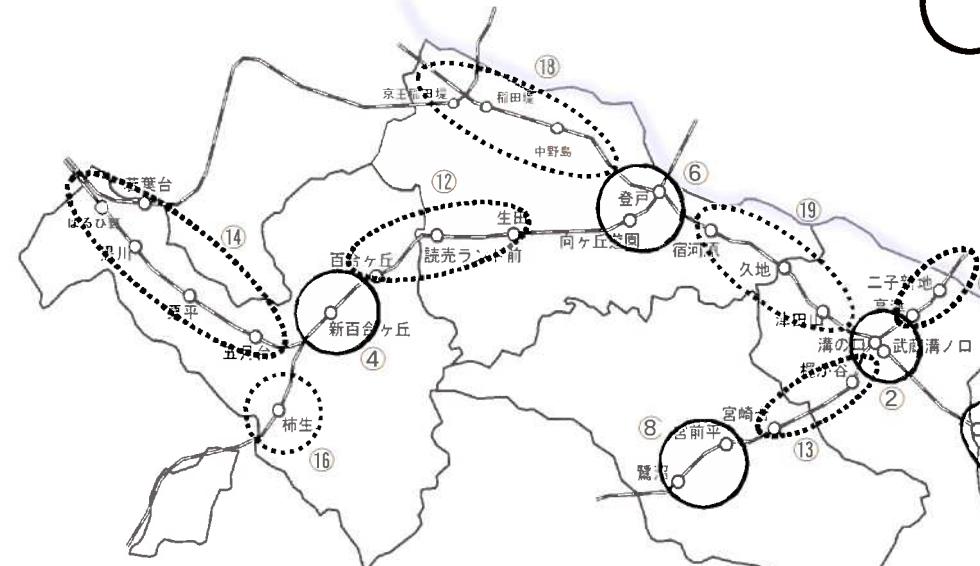
本市では、これまで「バリアフリー基本構想」及び「バリアフリー推進構想」を市内各駅周辺19地区において策定し、駅を中心としたバリアフリーのまちづくりについて計画的かつ積極的な推進を図ってきました。



² 重点整備地区：次に掲げる要件に該当する地区をいう。（バリアフリー法第2条第24号）

- イ 生活関連施設の所在地を含み、かつ、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区であること。
- ロ 生活関連施設及び生活関連経路を構成する一般交通用施設について移動等円滑化のための事業が実施されることが特に必要であると認められる地区であること。
- ハ 当該地区において移動等円滑化のための事業を重点的かつ一体的に実施することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区であること。

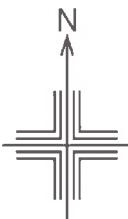
【バリアフリー基本構想等策定地区の配置】



5

【バリアフリー推進構想策定地区(11 地区)【33 駅】】

- ⑨ 元住吉駅周辺地区【1駅】(平成 22 年 3 月策定)
- ⑩ 高津・二子新地駅周辺地区【2駅】(平成 22 年 3 月策定)
- ⑪ 平間・向河原・武蔵小杉新駅周辺地区【3駅】(平成 23 年 3 月策定)
- ⑫ 生田・読売ランド前・百合ヶ丘駅周辺地区【3駅】(平成 23 年 3 月策定)
- ⑬ 梶が谷・宮崎台駅周辺地区【2駅】(平成 23 年 3 月策定)
- ⑭ 小田急多摩線沿線地区【5駅】(平成 24 年 3 月策定)
- ⑮ 南武支線沿線地区【4駅】(平成 24 年 3 月策定)
- ⑯ 柿生駅周辺地区【1駅】(平成 25 年 3 月策定)
- ⑰ 京急大師線沿線地区【6駅】(平成 25 年 3 月策定)
- ⑱ 中野島・稻田堤駅周辺地区【3駅】(平成 26 年 3 月策定)
- ⑲ 津田山・久地・宿河原駅周辺地区【3駅】(平成 26 年 3 月策定)



2000 0 1000 2000 4000 6000m

【バリアフリー基本構想策定地区(8 地区)【18(17)駅】】※()は策定当時

- ① 川崎駅周辺地区【2駅】(平成 16 年 12 月策定、平成 27 年 12 月改定)
- ② 溝口駅周辺地区【2駅】(平成 16 年 12 月策定、平成 29 年 3 月改定)
- ③ 武蔵小杉駅周辺地区【4(3)※駅】(平成 17 年 3 月策定、平成 30 年 3 月改定)
- ④ 新百合ヶ丘駅周辺地区【1駅】(平成 18 年 3 月策定、平成 27 年 3 月改定)
- ⑤ 武蔵中原・武蔵新城駅周辺地区【2駅】(平成 19 年 11 月策定)
- ⑥ 登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区【3駅】(平成 20 年 2 月策定)
- ⑦ 新川崎・鹿島田駅周辺地区【2駅】(平成 21 年 3 月策定)
- ⑧ 宮前平・鷺沼駅周辺地区【2駅】(平成 21 年 3 月策定)

*JR 横須賀線武蔵小杉駅については、平成 22 年 3 月開業。バリアフリー基本構想・推進構想の両方に位置づけあり



* JR 南武線小田栄駅については、平成 28 年 3 月開業。バリアフリー推進構想の位置づけなし

* JR 鶴見線各駅については、臨港地区の区域内又は区域に隣接しており、周辺に目的施設がないことから、バリアフリー基本構想・推進構想の策定対象とはしないものとする

2 川崎市をとりまく状況の変化

(1) 社会情勢の変化

近年、「障害者の権利に関する条約」(以下「障害者権利条約」という。)の批准、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(以下「障害者差別解消法」という。)の施行、訪日外国人の増加、高齢化の進行等を契機として、様々な関連法令等の整備がなされました。

ここでは、新川崎・鹿島田駅周辺地区バリアフリー基本構想(以下「基本構想」という。)策定後のバリアフリーに関する社会情勢の変化について、主な関連法令等の策定や改正等の経緯等を中心にまとめました。

■ 障害者権利条約(平成18年採択、平成26年1月批准)

<経緯>

平成18(2006)年の国連総会において、障害者の権利の実現のための措置等について定める「障害者権利条約」が採択されました。日本はその起草段階から積極的に参加し、平成19(2007)年に署名後、国内法の整備を進め、平成26(2014)年に批准しました。

<内容>

障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利を実現するための措置等を規定し、市民的・政治的权利、教育・保健・労働・雇用の権利、社会保障、余暇活動へのアクセスなど、様々な分野における取組を締約国に対して求めていました。従来の障害のとらえ方は、障害は個人の心身機能が原因であるとする「障害の医学モデル」の考え方を反映したものでしたが、障害は社会によって作られ、障害者の社会への統合の問題であるという「障害の社会モデル³」の考え方方が示されました。

■ 改正障害者基本法(平成23年8月公布・施行)

<経緯>

障害者権利条約の批准に向け、国内法の整備等を行うため、平成21(2009)年に内閣府に「障がい者制度改革推進本部」を設置し、障害当事者を中心とする「障がい者制度改革推進会議」を開催しました。また、同会議が平成22(2010)年に取りまとめた「障がい者制度改革の推進のための第二次意見」を踏まえて改正されました。

<内容>

目的規定の見直し(全ての国民の基本的人権の享有、共生社会の実現)、障害者の定義の見直し(障害の社会モデルの考え方を追加)、差別の禁止(障害を理由とする差別の権利侵害行為の禁止、社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止、国による啓発・知識の普及を図るための取組)などが規定されました。

■ 障害者差別解消法(平成25年6月公布、平成28年4月施行)

<経緯>

改正障害者基本法の施行を受け、障害者基本法第4条「差別の禁止」の規定を具体化するものとして制定されました。

<内容>

障害を理由とする差別の解消を推進し、全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とし、障害を理由とする差別の解消に関する基本的な事項や行政機関等及び事業者における措置等を定めています。

³ 障害の社会モデル：障害者が受ける制限は、心身の機能の障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものとする考え方

障害を理由とする不当な差別的取り扱い(行政や事業者が障害者に対して正当な理由なく、障害を理由として差別すること)の禁止と、合理的配慮の提供⁴が求められています。

また、行政は職員が適切に対応するために不当な差別的取り扱いや合理的配慮の具体例を盛り込んだ「対応要領」を作ることとされました(※地方自治体は努力義務)。また、事業を所管する省庁は事業者の適切な対応のために、不当な差別的取り扱いや合理的配慮の具体例を盛り込んだ「対応指針」を作ることとされました。

なお、事業者による合理的配慮の提供の義務化などが規定された改正法が、令和3(2021)年6月に公布され、公布の日から3年を超えない範囲内において政令で定める日に施行されることとなりました。

■ ユニバーサルデザイン 2020 行動計画(平成29年2月閣議決定)

<経緯>

2020東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機として、ユニバーサルデザイン化・心のバリアフリーを推進し、大会以降のレガシーとして残していくための施策を実行するため、平成29(2017)年にユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議が設置され、「ユニバーサルデザイン2020行動計画」が閣議決定されました。

<内容>

共生社会実現に向けた大きな二つの柱として、国民の意識やそれに基づくコミュニティ等、個人の行動に向けて働きかける取組(「心のバリアフリー」分野)と、ユニバーサルデザインの街づくりを推進する取組(街づくり分野)を検討し、行動計画として取りまとめられました。

○心のバリアフリー

学校教育における取組、企業等における「心のバリアフリー」の取組、地域における取組、国民全体に向けた取組、障害のある人による取組のそれぞれにおいて、具体的施策の提示

○ユニバーサルデザインの街づくり

- ・競技会場/周辺エリアや公共交通のバリアフリー化等、面的なバリアフリーの推進
- ・超高齢化社会への対応、地方の観光誘客拡大等の観点から全国のバリアフリー水準の底上げ

■ 改正バリアフリー法(平成30年5月公布、同年11月施行(一部)、平成31年4月施行)

<経緯>

2020東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機とした共生社会等の実現を図り、全国におけるバリアフリー化を一層推進するとともに「一億総活躍社会」の実現に向けた取組を進めるための総合的な措置を講ずるために改正されました。

<内容>

○理念規定/国及び国民の責務

- ・共生社会の実現、社会的障壁の除去に留意すべき旨を明確化
- ・国及び国民の責務に高齢者、障害者等に対する支援を明記し「心のバリアフリー」の取組を推進

○公共交通事業者等によるハード・ソフト一体的な取組の推進

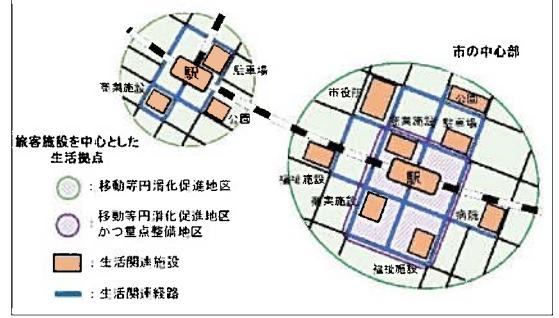
- ・エレベーター等のハード対策に加え、ソフト対策のメニューを国が新たに提示
- ・公共交通事業者等に対し、ハード対策及びソフト対策に関する計画作成、取組状況の報告及び公表を義務付け

⁴ 合理的配慮の提供:「合理的配慮」とは、障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応することが求められる。

○バリアフリーのまちづくりに向けた地域における取組強化

- ・市町村が移動等円滑化促進方針⁵(以下「マスター プラン」という。)を定める制度を創設
- ・バリアフリー基本構想・マスター プランの作成、定期的な評価・見直しが努力義務化 等
- 更なる利用しやすさ確保に向けた様々な施策の充実
 - ・貸切バス、遊覧船等の導入時におけるバリアフリー基準適合を義務化
 - ・障害者等の参画の下、施策内容の評価等を行う会議の開催を明記 等

【マスター プラン及び基本構想のイメージ】



国土交通省資料より引用

■ 改正バリアフリー法(令和2年5月公布、同年6月施行(一部)、令和3年4月施行)

<経緯>

平成30(2018)年12月のユニバーサル社会実現推進法⁶の公布・施行や2020東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした共生社会実現に向けた機運醸成等を受け、ハード対策に加え、移動等円滑化に係る「心のバリアフリー」の観点から、施策の充実などソフトの対策を強化するために改正されました。

<内容>

○公共交通事業者など施設設置管理者におけるソフト対策の取組強化

- ・公共交通事業者に対し、スロープ板の適切な操作や照度確保等、ソフト基準遵守を義務付け
- ・公共交通機関の乗継円滑化のため、移動等円滑化の措置の協力に関する公共交通事業者等同士の協議への応諾義務を創設
- ・障害者等へのサービス提供について国が認定する観光施設の情報提供を促進

○国民に向けた広報啓発の取組推進

- ・国、地方公共団体、国民、施設設置管理者の責務等として、「車両の優先席、車椅子用駐車施設、障害者用トイレ等の適正な利用の促進」を追加 等
- ・目的規定、国が定める基本方針、市町村が定めるマスター プランの記載事項やバリアフリー基本構想に記載する事業メニューの一つとして、「心のバリアフリー」に関する事項を追加。心のバリアフリーに関する「教育啓発特定事業」を含むハード・ソフト一体のバリアフリー基本構想について作成経費を補助



国土交通省資料より引用

○バリアフリー基準適合義務の対象拡大

- ・対象施設に公立小中学校等及びバス等の旅客のための道路施設(旅客特定車両停留施設)を追加するための規定の整備

⁵ 移動等円滑化促進方針:市町村が、駅、道路、公共施設等の一体的・計画的なバリアフリー化を促進するため、個別事業の具体化を待たずにあらかじめバリアフリーの方針を定める制度(バリアフリー法第24条の2)

⁶ ユニバーサル社会実現推進法:ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律(平成30年法律第100号)。「ユニバーサル社会」とは障害の有無、年齢等にかかわらず、国民一人一人が、社会の対等な構成員として、その尊厳が重んぜられるとともに、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の確保を通じてその能力を十分に發揮し、もって国民一人一人が相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する社会

■ 各種ガイドラインの策定・改定等

<経緯>

平成30(2018)年及び令和2(2020)年のバリアフリー法改正等を受け、バリアフリー関連のガイドラインが一斉に改定されました。また、「心のバリアフリー」の取組として実施される教育啓発特定事業について、「教育啓発特定事業の実施に関するガイドライン」が新たに策定されました。

<内容>

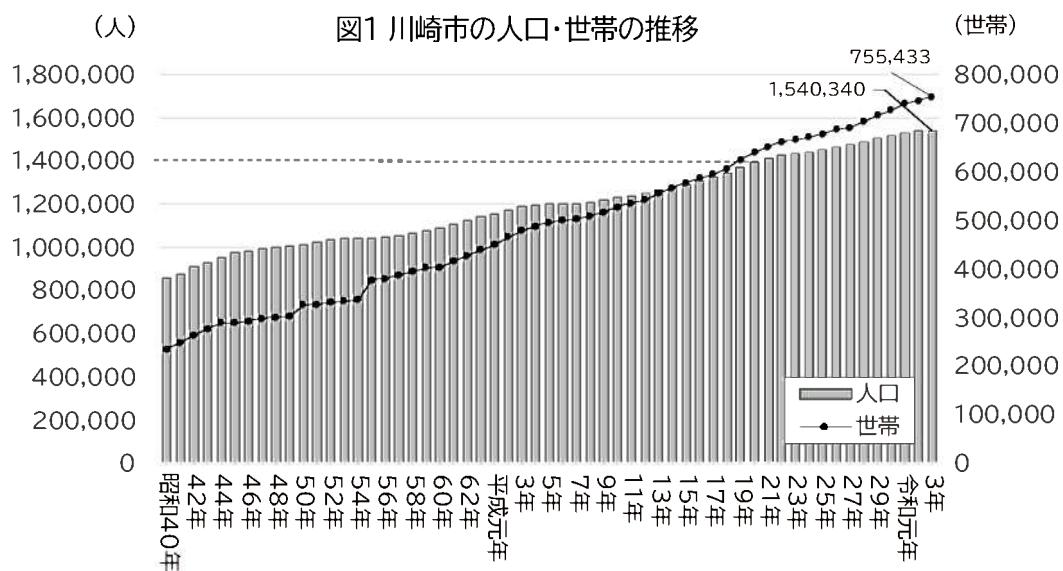
国土交通省では、バリアフリーに関連する多くのガイドラインを策定しています。各種ガイドラインについて、令和2(2020)年以降の策定及び改定等の状況をまとめました。

対象	名称	概要	改定等年月 【策定年月】
公共交通機関の旅客施設等	公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン(バリアフリー整備ガイドライン旅客施設編)	優先席、鉄道駅におけるプラットホームと車両の間の段差等の縮小、高齢者障害者等用トイレの内容について追記	令和4年3月
公共交通機関の車両等	公共交通機関の車両等に関する移動等円滑化整備ガイドライン(バリアフリー整備ガイドライン車両等編)	ユニバーサルデザインタクシー、鉄道の車椅子スペース、優先席について内容を追記	令和4年3月
公共交通機関の役務	公共交通機関の役務の提供に関する移動等円滑化整備ガイドライン(バリアフリー整備ガイドライン役務編)	令和3年3月策定。公共交通事業者等が役務を提供する際に義務基準として遵守しなければならない内容を示す。	令和4年3月
無人駅	駅の無人化に伴う安全・円滑な駅利用に関するガイドライン	障害当事者等の要望を踏まえた鉄道事業者の環境整備や地域との連携等について示す。	【令和4年7月】
道路	道路の移動等円滑化に関するガイドライン	踏切手前部での視覚障害者誘導用ブロックの設置に関する内容を追記	令和4年6月
都市公園	都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン	当事者参画の推進、多様な公園利用者のバリアフリーニーズへの対応を追記	令和4年3月
建築物	高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準	トイレの分散配置についてや、小規模店舗や重度障害に配慮した設計の考え方を追記	令和3年3月
旅客船	旅客船バリアフリーガイドライン	移動等の円滑化や情報認知等について示す。	令和3年
マスタープラン・バリアフリー基本構想	移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン	マスタープランや心のバリアフリーに関する内容を追記	令和3年3月
心のバリアフリー	教育啓発特定事業の実施に関するガイドライン	事業実施にあたっての基本的な考え方や具体的な事業のポイントを示す。	【令和4年3月】

(2) 川崎市の人団等の変化

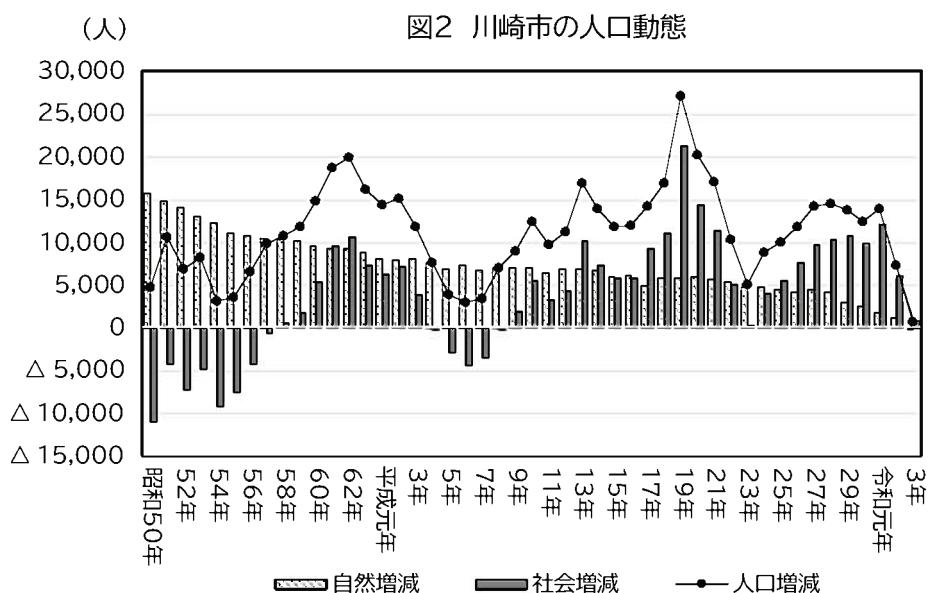
ア 川崎市の人団の状況

川崎市の人口は、北西部の住宅開発などにより平成21(2009)年に140万人を超えるました。その後も、人口増加が続き、令和3(2021)年10月1日現在、人口154万0,340人、世帯数が75万5,433世帯となっています。



資料:川崎市統計書 人口の推移(各年10月1日現在)

人口動態をみると、平成4(1992)年から平成8(1996)年にかけては転出者数が転入者数を上回る社会減でしたが、平成9(1997)年を境に転入者が転出者を上回るようになり、平成19(2007)年には約2万人の社会増となりました。



資料:川崎市統計書 人口動態(各年1月1日から12月31日までの各種届出数)

各区の人口は、川崎市全体の人口と同様に、平成12(2000)年以降、いずれも増加しています。また、幸区の人口は、平成12(2000)年(13万6,487人)と比較すると令和2(2020)年には25.4%増(17万1,119人)となっており、市全体の23.1%よりも増加率が高くなっています。

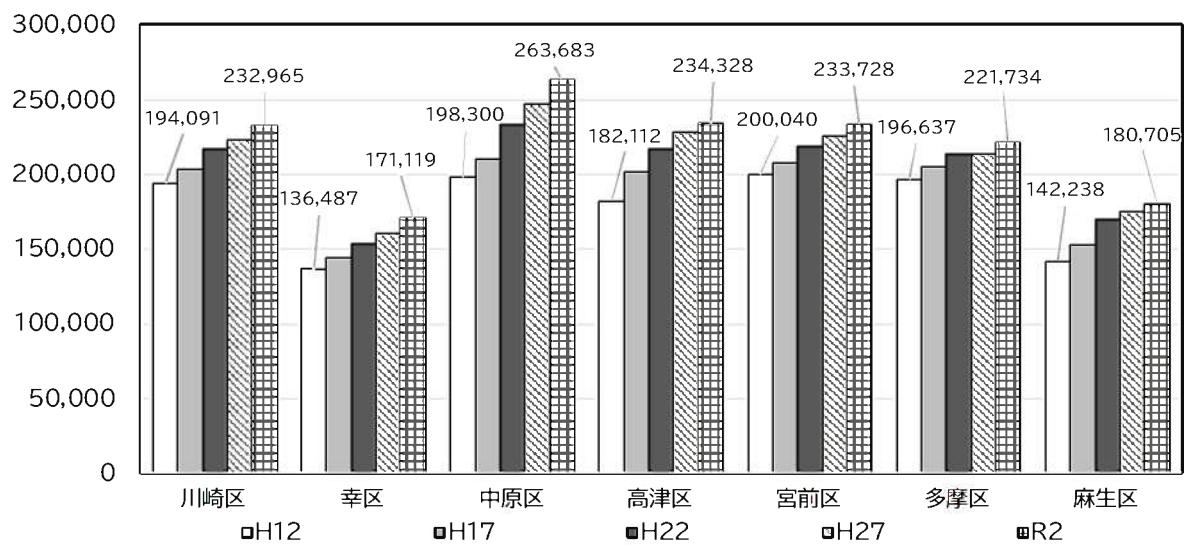
【各区の人口及び平成12年を基準とした増加率】(上段 人口 単位:人／下段 増加率 単位:%)

年	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	市全体
H12	194,091	136,487	198,300	182,112	200,040	196,637	142,238	1,249,905
—	—	—	—	—	—	—	—	—
H17	203,804 5.0	144,487 5.9	210,543 6.2	201,792 10.8	207,895 3.9	205,389 4.5	153,101 7.6	1,327,011 6.2
H22	217,328 12.0%	154,212 13.0	233,925 18.0	217,360 19.4	218,867 9.4	213,894 8.8	169,926 19.5	1,425,512 14.0
H27	223,378 15.1	160,890 17.9	247,529 24.8	228,141 25.3	225,594 12.8	214,158 8.9	175,523 23.4	1,475,213 18.0
R2	232,965 20.0	171,119 25.4	263,683 33.0	234,328 28.7	233,728 16.8	221,734 12.8	180,705 27.0	1,538,262 23.1

資料:川崎市統計書 区別人口(各年10月1日現在)

(人)

図3 各区の人口推移

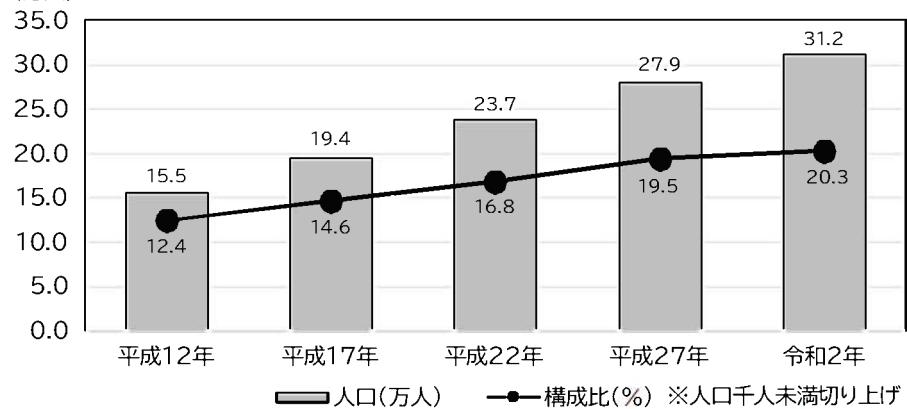


資料:川崎市統計書 区別人口(各年10月1日現在)

イ 高齢者(65歳以上)人口の状況

総人口に占める高齢者の割合は、年々上昇しており、令和2(2020)年には、20.3%となっています。

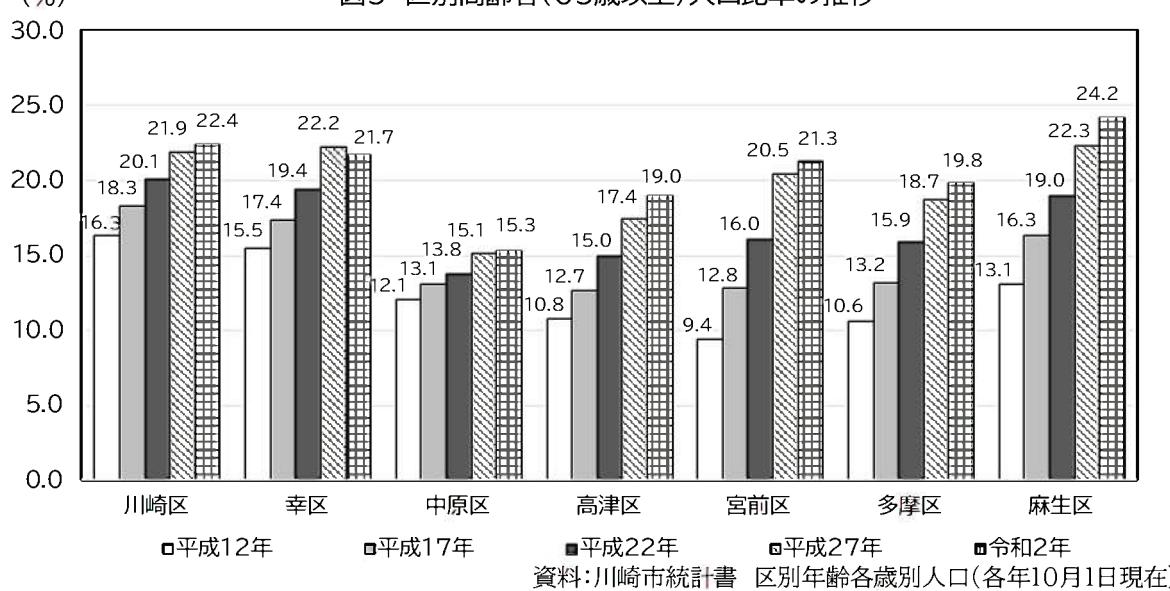
図4 高齢者(65歳以上)人口及び人口比率の推移



令和2(2020)年の高齢化の状況を区別に見ると、中原区が15.3%と最も低く、麻生区が平成27(2015)年を境に川崎区、幸区を抜き24.2%と最も高くなっています。

幸区の状況を見ると、高齢者(65歳以上)の人口比率がわずかに減少していますが、令和2(2020)年の幸区の人口及び高齢者(65歳以上)の人口は平成27(2015)年と比較すると共に増加しています。

図5 区別高齢者(65歳以上)人口比率の推移



【各区の高齢者(65歳以上)人口】

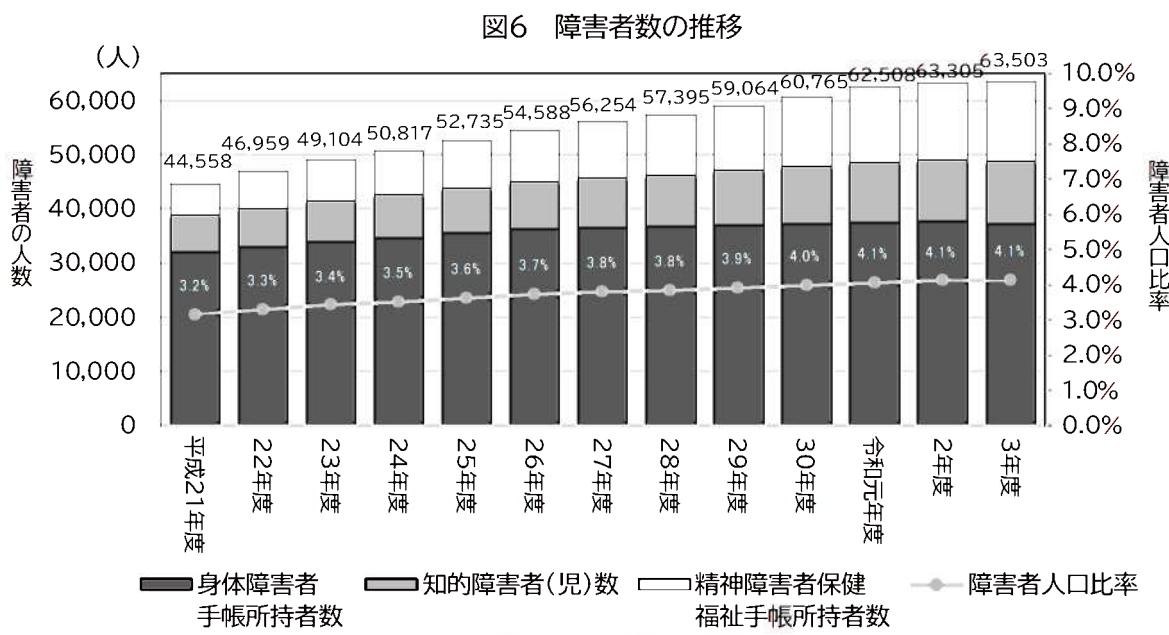
(単位:人)

年	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	市全体
H12	31,545	21,142	24,055	19,642	18,842	20,863	18,615	154,704
H17	37,323	25,108	27,662	25,564	26,551	27,078	24,890	194,176
H22	43,138	29,601	31,946	32,224	34,873	33,520	31,996	237,298
H27	48,348	34,886	36,871	39,163	41,817	39,538	38,859	279,482
R2	52,154	37,211	40,349	44,461	49,695	43,941	43,704	311,515

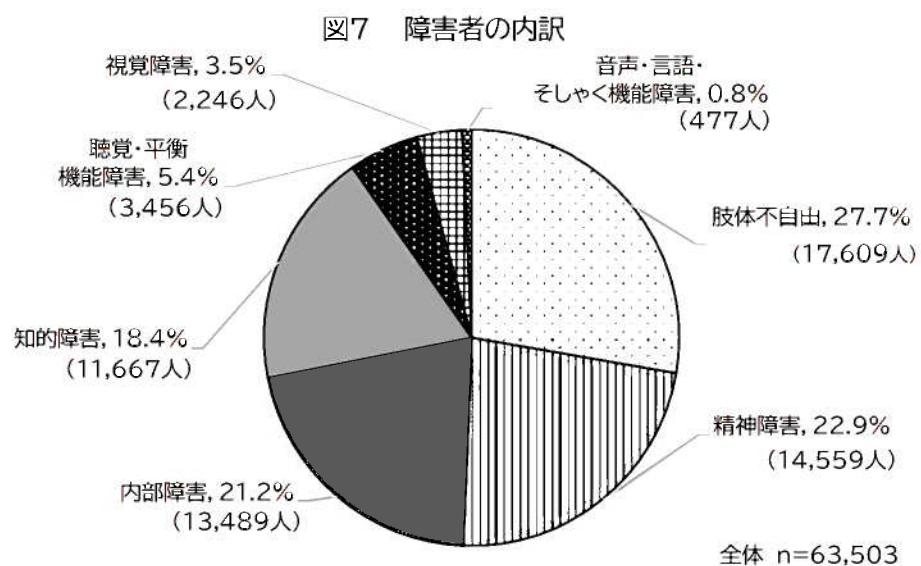
資料:川崎市統計書 区別年齢各歳別人口(各年10月1日現在)

ウ 障害者の状況

令和3(2021)年度の障害者総数は6万3,503人で、人口の4.1%となっています。



令和3(2021)年度の障害者の障害別の内訳を見ると、肢体不自由が27.7%(1万7,609人)、次いで精神障害が22.9%(1万4,559人)、内部障害が21.2%(1万3,489人)、知的障害が18.4%(1万1,667人)と続きます。



(3) 新川崎・鹿島田駅周辺地区の状況の変化

ア まちの変遷

平成21(2009)年に基本構想を策定してから、約14年が経過しています。当該地区では基本構想の策定当時から、市の施策に基づいたまちづくりの取組を継続的に行ってきましたため、施設の設置状況や駅などの公共交通機関へのアクセスが変わり、まちの状況が大きく変化しました。

(ア) 新川崎地区都市再生整備計画

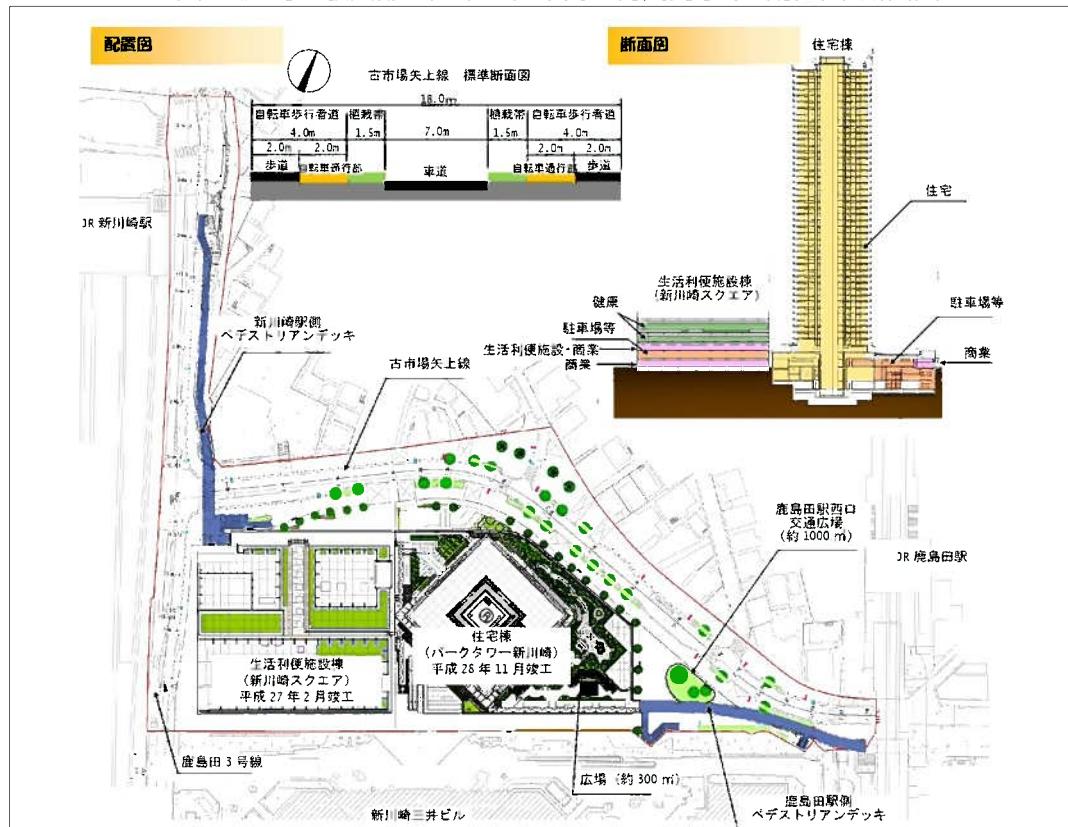
昭和59(1984)年に廃止された新鶴見操車場の跡地活用について、新川崎地区都市拠点総合整備事業の整備計画に基づき計画を推進してきましたが、社会情勢の変化に伴い平成14(2002)年度に公表した川崎市行財政改革プランにおいて計画の見直しを行うため、新川崎地区都市拠点整備土地活用方策検討委員会を設置し、操作場跡地の新たな土地利用を検討しました。平成17(2005)年には、適正な市街地整備の誘導を図るため、再開発等促進区を定める地区計画を都市計画決定し、同年に策定した新総合計画「川崎再生フロンティアプラン」において、民間活力等の導入や都市計画手法による適正な市街地整備の誘導等、創造、活力、ゆとり、安心の融合した新たな拠点地区の形成を推進することを示し、事業を実施しました。

事業種別	事業内容
道路整備	鹿島田跨線歩道橋、既存跨線橋の耐震補強、地区幹線道路、鹿島田第207号線、交通広場整備
公園	鹿島田2丁目公園の整備
地域生活基盤施設	駐輪場、情報板、立体遊歩道、園路整備等

(イ) 鹿島田駅西部地区第一種市街地再開発事業

当該地区は都市基盤施設が未整備であり、低未利用地が多く、土地の高度利用が図られていなかったことから、平成17(2005)年に市街地再開発促進区域の都市計画決定を行いました。

図8 鹿島田駅西部地区第一種市街地再開発事業 配置図・断面図



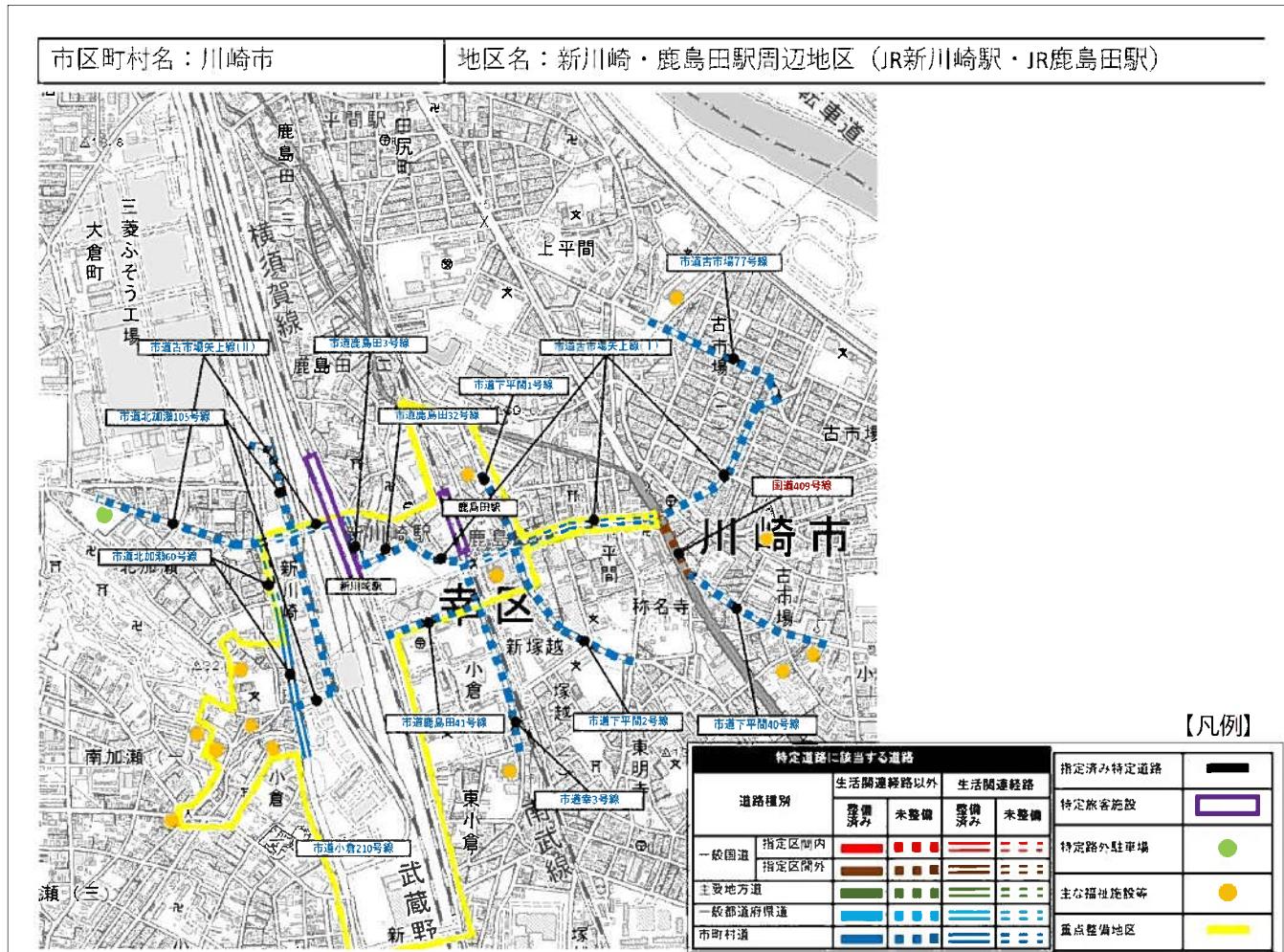
資料:鹿島田駅西部地区再開発株式会社

民間活力の導入による迅速な市街地再開発事業の推進を目的に、平成18(2006)年に地権者で構成された鹿島田駅西部地区再開発株式会社を設立、第一種市街地再開発事業を決定し、住宅棟(パークタワー新川崎)、生活利便施設棟(新川崎スクエア)、ペデストリアンデッキ(新川崎駅方面・鹿島田駅方面の2方面)、鹿島田駅西口交通広場を整備し、平成28(2016)年に事業を完了しました。

イ 特定道路の追加指定

令和元(2019)年度に国土交通省は、駅、道路、公共施設等の一体的・計画的なバリアフリー化を推進するために、移動等円滑化が特に必要な道路として路線及び区間を指定する「特定道路⁷」の指定拡大の検討を行いました。新川崎駅・鹿島田駅周辺において新たな特定道路に該当する道路(案)が示され、同年、特定道路として追加指定されました。新たに特定道路として指定された区間について、道路の現況及び福祉施設等の立地状況を確認したところ、基本構想では目的施設としていない施設があります。

図9 特定道路箇所図



資料：特定道路箇所図(国土交通省)

⁷ 特定道路：移動等円滑化が特に必要なもので、生活関連経路を構成する道路法による道路のうち多数の高齢者、障害者等の移動が通常徒歩で行われるものであって、国土交通大臣がその路線及び区間を指定したもの(バリアフリー法第2条第10号、バリアフリー法施行令第2条)

3 基本構想の改定の方向性の整理

(1) 基本構想の概要

基本構想は、重点整備地区の区域面積52ha の中に、3つの生活関連施設、生活関連経路2路線及びバリアフリー経路3路線を位置づけています。バリアフリー法に基づく特定事業(公共交通特定事業、道路特定事業、交通安全特定事業(路外駐車場特定事業、都市公園特定事業、建築物特定事業の設定なし))及びその他の事業を定め、「移動等円滑化の促進に関する基本方針⁸」(以下「基本方針」という。)の当時の実施目標年度である平成22(2010)年を目標として、事業を実施してきました。

重点整備地区の概要、特定事業及びその他の事業(以下「特定事業等」という。)の内容は次の通りです。

【基本構想の概要(策定当時)】

構想名	新川崎・鹿島田駅周辺地区バリアフリー基本構想
策定年次	平成21(2009)3月31日
重点整備地区の区域面積	52.0ha
主な施設(生活関連施設)	JR 横須賀線新川崎駅(以下「新川崎駅」という。)、JR 南武線鹿島田駅(以下「鹿島田駅」という。)、K ² (ケイ・スクエア)タウンキャンパス
重点整備地区の選定理由	・新川崎・鹿島田駅周辺は、本市の総合計画である「川崎再生フロンティアプラン」において「地域生活拠点」に位置づけられ、地域連携型の都市構造の実現に向け、駅を中心としたまちづくりに対する重点的な取り組みが必要な地区である。 ・鹿島田駅周辺では市街地再開発事業が計画され、また、新川崎駅周辺では地区計画により基盤整備を含む、土地利用の計画的誘導を図ることとしている。 ・鹿島田駅において、現在ある自由通路の新川崎駅方面への延伸について検討されている。
基本構想の特徴	・バリアフリー法で規定される「生活関連施設」や「生活関連経路」の他に、バリアフリー化が必要な施設を「目的施設」と定め、目的施設までの経路を「バリアフリー経路」として位置づけ、可能な限りバリアフリー法に基づく基準等に適合した整備を実施 ・目的施設以外のその他の公共的施設についても、あらゆる機会を捉えて、その地域に応じたバリアフリー化を推進
事業の目標年次	基本方針に定める平成22(2010)年を実施目標として事業を推進

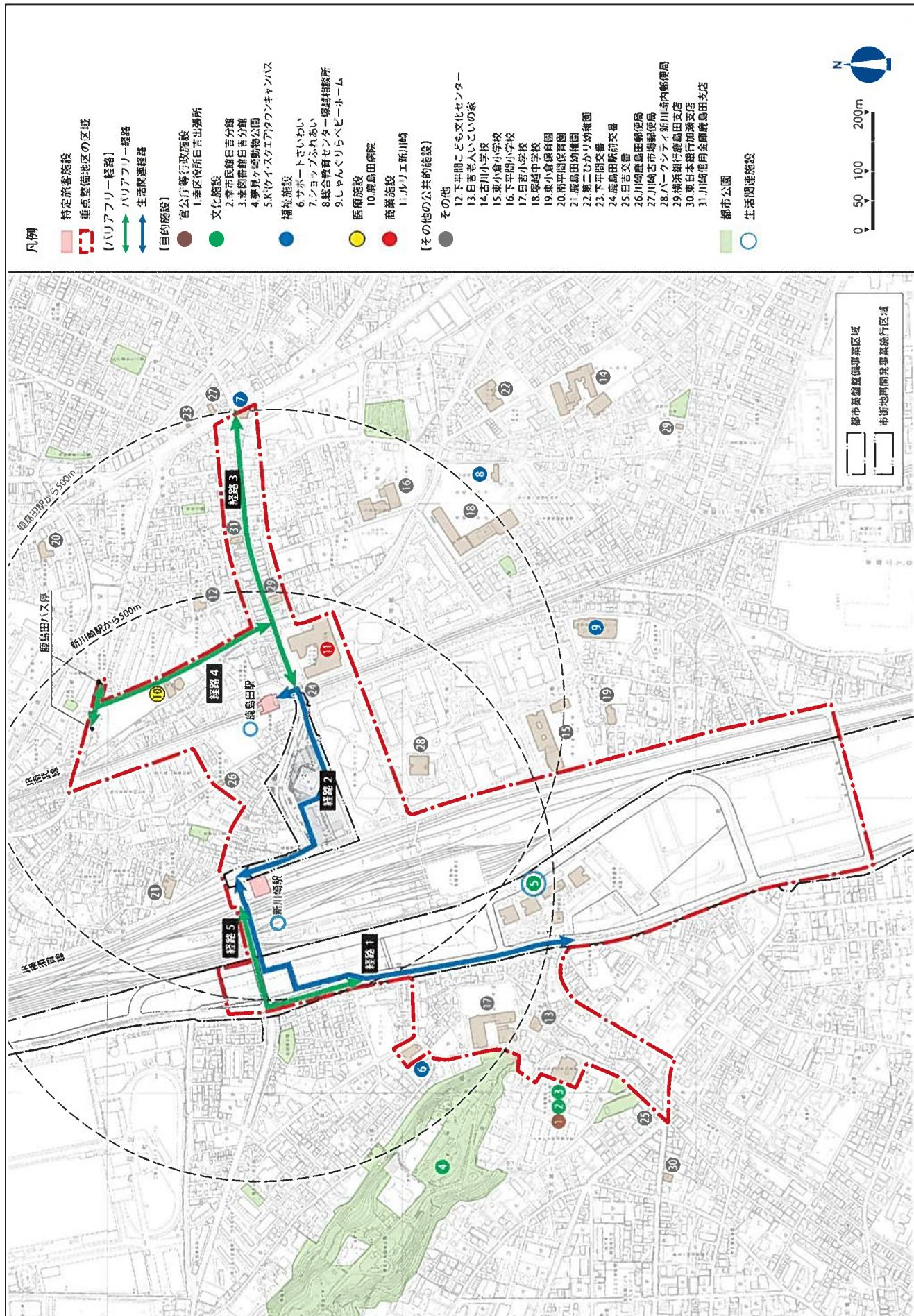
⁸ 移動等円滑化の促進に関する基本方針:高齢者、障害者等の移動又は施設の利用に係る身体の負担を軽減することにより、移動等円滑化の促進に関する基本方針について、国、地方公共団体、高齢者、障害者等、施設設置管理者その他の関係者が互いに連携協力しつつ移動等円滑化を総合的かつ計画的に推進していくために定める告示(バリアフリー法第3条第1項)。現在の基本方針は令和3年度に改定され、目標年度は令和7年度

【特定事業等の概要(策定当時)】

位置	事業内容	事業者
公共交通特定事業		
新川崎駅	階段の段の視認性向上の検討 トイレの男女別及び構造を示す触知案内図の設置	東日本旅客鉄道(株)
鹿島田駅	階段の段の視認性向上の検討	
バス車両	ノンステップバスの導入	東急バス(株) 川崎鶴見臨港バス(株) 川崎市交通局
バス停での情報提供	バス停留所の案内表示の改善	東急バス(株) 川崎鶴見臨港バス(株) 川崎市交通局
道路特定事業		
経路3 (鹿島田駅～ショッピングモール)	視覚障害者誘導用ブロックの敷設の検討	道路管理者(川崎市)
経路4 (経路3～鹿島田バス停)	歩道の勾配の改善 歩道舗装の平坦性の確保 視覚障害者誘導用ブロックの敷設の検討 歩道の有効幅員の拡大の検討	
生活関連経路	音響式信号機等の設置の検討 違法駐車の取締りの強化 違法駐車防止に対する広報・啓発活動の推進 標識・標示の視認性の確保 交通規制の実施	
その他事業	放置自転車対策 商品や看板の歩道上へのはみ出し解消 自転車利用のルールとマナーに関する教育・啓発活動の推進	川崎市 幸区 地元関係者
新川崎駅駅前広場	交通広場の整備	都市基盤整備(川崎市)
新川崎駅・鹿島田駅	駅周辺案内図の設置(新川崎駅～鹿島田駅間の案内) バス乗り場案内図の設置	川崎市 幸区
経路1 (新川崎駅～K ² (ケイスクエア) タウンキャンパス)	歩道及び歩行者専用通路(跨線橋)の整備 視覚障害者誘導用ブロックの敷設	都市基盤整備(川崎市)
経路2 ※ (新川崎駅～鹿島田駅)	歩道及び歩行者デッキの整備 視覚障害者誘導用ブロックの敷設	市街地再開発事業施行者(再開発(株))
経路5 (新川崎駅～経路1)	交差点部において注意喚起等のための視覚障害者誘導用ブロックの敷設	都市基盤整備(川崎市)
ポケットパーク	ベンチ等休憩施設の整備	川崎市
新川崎地区小倉跨線橋北	小倉跨線橋北側の歩行者専用道路における照明施設の設置	都市基盤整備(川崎市)
公共交通機関	利用者への応対・介助に関する職員の教育訓練の充実	東日本旅客鉄道(株) 東急バス(株) 川崎鶴見臨港バス(株) 川崎市交通局

※:鹿島田駅西部地区第一種市街地再開発事業(平成25(2013)年度に事業完了予定)に合わせて整備

図10 重点整備地区の区域・施設・経路(策定当時)



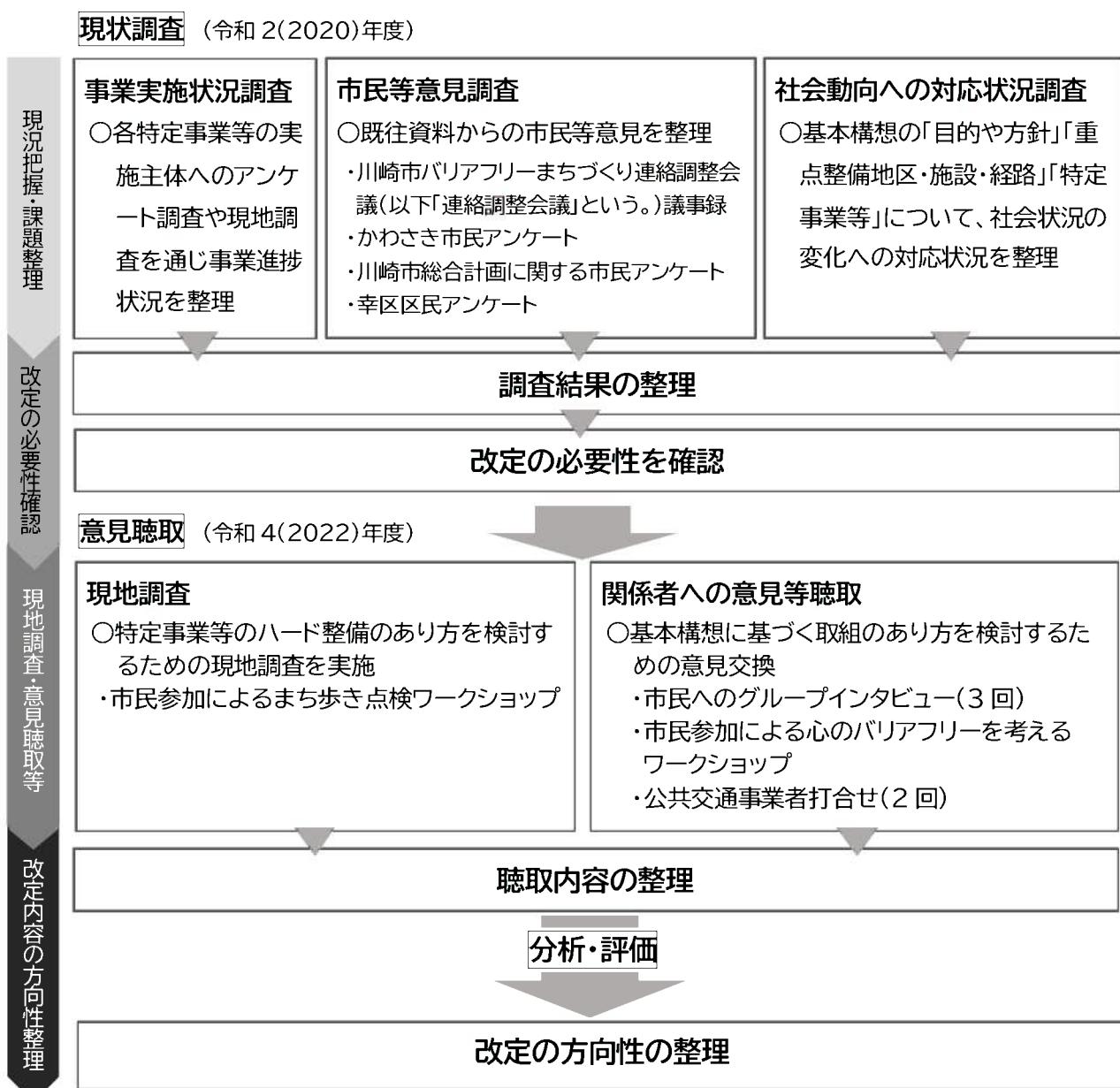
(2) 基本構想の調査

基本構想の策定から約14年が経過し、当該地区のまちの状況や社会情勢は大きく変化しました。今後更なるバリアフリー化を推進していくためには、バリアフリー法改正の背景も踏まえた上で、基本構想の見直しや改定等の必要性について検討することが重要となります。そこで、基本構想における特定事業等の実施状況を確認するとともに、基本構想策定後の既往資料からバリアフリーに関する市民意見を収集整理することを目的とした「現状調査」を令和2(2020)年度に行い、改定の必要性を確認しました。

また、現状調査を踏まえて、令和4(2022)年度に具体的な改定内容を検討するための「意見聴取」を実施し、「まち歩き点検ワークショップ」や「グループインタビュー」等から多くの市民意見等を聴取しました。

この「現状調査」と「意見聴取」を踏まえて、分析・評価を行うとともに改定の方向性を整理しました。

【調査、分析及び評価の実施フロー】



ア 現状調査

現状調査は、「事業実施状況調査」「市民等意見調査」「社会動向への対応状況調査」を並行して実施しました。ここでは、それぞれの調査について「調査概要」と「調査結果の整理」を確認します。

(ア) 事業実施状況調査

a 調査概要

各特定事業等の実施主体に対して特定事業等の進捗状況に関する「アンケート調査」を実施し、整理を行うとともに、アンケートの回答を踏まえた「現地調査」を行いました。

【アンケート調査の概要】

方法	メールで事業者へ調査票を送付、メールもしくはFAXで回答票を回収
期間	令和3(2021)年1月8日(金)～令和3(2021)年1月22日(金)
対象	東日本旅客鉄道(株)、東急バス(株)、川崎鶴見臨港バス(株)、川崎市交通局、神奈川県公安委員会、川崎市(建設緑政局企画課、建設緑政局路政課(幸区役所道路公園センター)、建設緑政局自転車利活用推進室、市民文化局地域安全推進課、まちづくり局地域整備推進課)
内容	令和2(2020)年12月31日現在の特定事業等の実施状況、今後の予定

○事業主体へのアンケート票(参考:東日本旅客鉄道(株))

<新川崎・鹿島田駅周辺地区バリアフリー基本構想>特定事業等 進捗状況確認票

事業主体: 鉄道事業者 東日本旅客鉄道株式会社

平成21年3月策定『川崎市バリアフリー基本構想【新川崎・鹿島田駅周辺地区】』において、重点整備地区において実施するバリアフリー化のための事業(特定事業等)として、下表の事業を位置付けており、各事業者は、これらについて特定事業計画を作成し、平成22年を目標に事業の実施に取り組むものとしています。

同構想の進捗確認のため、下記の事業内容について、実施状況を記入しご返送ください。

令和2年12月31日現在

番号	種別	位置	事業内容	令和2年12月31日 時点の実施状況 記入例	今後の予定【着工予定、工期等】 (完了していない場合に記入)	備考 (具体的な実施箇所や内容、その変更内容等)	資料提供
1	公共交通 特定事業	新川崎駅	階段の段の視認性向上の検討	事業完了 実施中 未着手	・〇年度末整備予定 ・更新時期に合わせて順次整備予定 ・継続的に実施中	・計画〇箇所のうち〇箇所整備済み ・職員研修の実施	写真添付 図面添付
2		新川崎駅	トイレの男女別及び構造を示す触覚案内図の設置				
3		鹿島田駅	階段の段の視認性向上の検討				
4	その他事業	—	利用者への応対・介助に関する職員の教育訓練の充実				
上記以外のバリアフリー化に関する取組み実施状況や今後の課題(ある場合に記入)							

【現地調査の概要】

日時	令和3(2021)年2月2日(火)
内容	事前に事業実施主体へ行った、事業進捗状況についてのアンケート結果をもとに、現地の状況を目視で確認し、写真で記録

b 調査結果の整理

アンケート調査の結果は、以下の特定事業等の実施状況一覧の通りです。特定事業等については、概ね事業完了していることが確認できましたが、継続実施や未実施の事業もあることが分かりました。

また、現地調査では、アンケート調査で「事業完了」であっても、経路の一部において整備効果が低減している箇所等を確認しました。完了した事業についても、定期的な現地点検や改善策の検討など、継続的な取組の必要性が認められました。

【特定事業等の実施状況一覧】 実施状況欄 凡例 ○:事業完了 □:継続実施 ◆:未実施

事業者	位置	事業内容	実施状況	今後の予定 【着工予定、工期等】
公共交通特定事業				
東日本旅客鉄道(株)	新川崎駅	階段の段の視認性向上の検討	○	
		トイレの男女別及び構造を示す触知案内図の設置	○	
東急バス(株)	バス車両	ノンステップバスの導入	□	
	バス停での情報提供	バス停留所の案内表示の改善	◆	共同運行事業者である川崎鶴見臨港バス(株)所有のバス停のため対応予定なし
川崎鶴見臨港バス(株)	バス車両	ノンステップバスの導入	□	導入率90.3%、車両代替時に順次導入
	バス停での情報提供	バス停留所の案内表示の改善	◆	利用状況や、経済社会状況をみて検討
川崎市交通局	バス車両	ノンステップバスの導入	□	バス車両の更新時期に併せ順次更新予定
	バス停での情報提供	バス停留所の案内表示の改善	○	
道路特定事業				
道路管理者(川崎市)	経路3 (鹿島田駅～ショッピングふれあい)	視覚障害者誘導用ブロックの敷設の検討	○	
	経路4 (経路3～鹿島田バス停)	歩道の勾配の改善	○	
		歩道舗装の平坦性の確保	○	
		視覚障害者誘導用ブロックの敷設の検討	○	
		歩道の有効幅員の拡大の検討	○	
交通安全特定事業				
神奈川県公安委員会	生活関連経路	音響式信号機等の設置の検討	□	既設(鹿島田交差点)
		違法駐車の取締りの強化	□	継続実施中
		違法駐車防止に対する広報・啓発活動の推進	□	管理者対策実施中
		標識・標示の視認性の確保	□	標識、標示補修継続実施中
		交通規制の実施	□	利便性よりも交通の安全と円滑を第一に、真に必要なものを検討

事業者	位置	事業内容	実施状況	今後の予定 【着工予定、工期等】
その他の事業				
東日本旅客鉄道(株)	公共交通機関	利用者への応対・介助に関する職員の教育訓練の充実	□	
東急バス(株)	公共交通機関	利用者への応対・介助に関する職員の教育訓練の充実	□	毎年国土交通省へ提出する「移動等円滑化取組計画書」に基づき対応中
川崎鶴見臨港バス(株)	公共交通機関	利用者への応対・介助に関する職員の教育訓練の充実	□	今後も実施
川崎市交通局	公共交通機関	利用者への応対・介助に関する職員の教育訓練の充実	□	
川崎市幸区地元関係者	重点整備地区内	放置自転車対策	□	駅周辺駐輪場整備、啓発活動を継続実施
		商品や看板の歩道上へのみ出し解消	□	
		自転車利用のルールとマナーに関する教育・啓発活動の推進	□	交通安全運動キャンペーン、自転車マナーアップ指導、学校等での自転車教室を継続実施
川崎市幸区	新川崎駅・鹿島田駅	駅周辺案内図の設置(新川崎駅～鹿島田駅間の案内)	○	
		バス乗り場案内図の設置	○	
川崎市	ポケットパーク	ベンチ等休憩施設の整備	○	
都市基盤整備(川崎市)	新川崎駅駅前広場	交通広場の整備	○	
	経路1(新川崎駅～K ² (ケイスクエア)タウンキャンパス)	歩道及び歩行者用専用通路(跨線橋)の整備	○	
	経路5(新川崎駅～経路1)	視覚障害者誘導用ブロックの敷設	○	
	新川崎地区小倉跨線橋北	交差点部において注意喚起等のための視覚障害者誘導用ブロックの敷設	○	
	経路2(新川崎駅～鹿島田駅)	小倉跨線橋北側の歩行者用専用道路における照明施設の設置	○	
市街地再開発事業施行者(再開発(株))	経路2(新川崎駅～鹿島田駅)	歩道及び歩行者デッキの整備	○	
		視覚障害者誘導用ブロックの敷設	○	

(1) 市民等意見調査

a 調査概要

次の既往資料から、バリアフリーに関する各内容について市民意見の抽出を行いました。なお、既往のアンケートにおいては「バリアフリー」「ユニバーサルデザイン」「高齢者・障害者・妊娠婦支援」等に関する意見について抽出を行いました。抽出した意見は、基本構想の特定事業等に関する内容を踏まえて5つの項目に分類し、整理しました。

【既往資料の概要】

種類	期間
連絡調整会議議事録	平成21(2009)年～令和2(2020)年
かわさき市民アンケート	平成28(2016)年～30(2018)年、令和元(2019)年
川崎市総合計画に関する市民アンケート	平成28(2016)年～29(2017)年、令和元(2019)年
幸区区民アンケート	平成28(2016)年、平成30(2018)年、令和2(2020)年

b 調査結果の整理

公共交通機関や道路・信号機等のハード整備について、設置後の継続的な維持保全や新たな設備整備の検討についての意見が多くありました。また、自転車対策や心のバリアフリーについては、ルールやマナーに関すること、利用者の障害特性への理解などのソフト対応に関する意見があり、教育・啓発活動の対象の拡大や継続実施の必要性について多くの意見がありました。その他、情報提供の充実について、多様な障害当事者特性に対応した情報提供方法の検討など、今後の課題となる意見も確認できました。

【抽出された主な意見】

項目	主な意見	意見に対する特定事業等の現状との比較
公共交通機関	バス停周辺の環境整備や車内の行き先表示の見やすさ等の改善	バス停での情報提供において、未実施2社のうち1社に課題が残っており、事業の推進が求められる
	鉄道駅のホームドアの設置	特定事業への位置づけがなく、今後の検討が必要
	ユニバーサルタクシー導入の必要性や乗り場の増設等	新川崎駅には既に専用の乗降場が設置あり。鹿島田駅周辺には整備されていない
道路・信号機等	道路舗装のメンテナンスが不十分	事業完了区間の視覚障害者誘導用ブロックの破損など、維持管理されていない箇所がある
	音声信号とエスコートゾーンの両方の設置を望む	2つの横断歩道に音響式信号機の設置あり。エスコートゾーンについては今後の検討が必要
自転車対策	自転車の交通マナーが守られていない。鹿島田駅前に自転車が多くて困っている	その他の事業に自転車利用のルールとマナーに関する教育・啓発活動の推進を位置づけているが、さらなる推進が求められるとともに、自転車の車道走行を促すための環境整備なども引き続き進めていくことが必要
心のバリア	施設等のバリアフリー化と併せて人的なサポートや利用者の障害特性等への理解やモラルの向上	その他の事業で公共交通機関の職員教育を位置づけ、各事業者により実施されているが、今後は利用者への啓発等も推進していくことが求められる
情報提供	情報提供の内容や方法が分かりにくい。ICTを利用できない人に、新たなバリアが生じている	今後ICTの活用も含め情報提供方法を検討していく際には、障害当事者等の意向を取り入れ、分かりやすく、使いやすい情報提供の方策を検討していくことが求められる

(ウ) 社会動向への対応状況調査

a 調査概要

川崎市をとりまく状況は、基本構想策定時から大きく変化したため、まちの状況変化や社会情勢等を踏まえ、基本構想の「目的や方針」「重点整備地区・施設・経路」「特定事業等」のそれぞれについて、調査結果を整理しました。

b 調査結果の整理

国による、障害者差別解消法の施行、関係法令の法施行・改正、ソフト・ハード両面でのバリアフリー化が進められていることから、ソフトの取組の拡充、重点整備地区・経路の追加検討など、見直しの必要性が確認できました。

【社会情勢やまちの状況変化を踏まえた整理】

目的や方針について
障害者差別解消法施行にともなう国や地方公共団体による合理的配慮の提供が義務化され、また、バリアフリー法改正では「心のバリアフリー」の推進が図られたこと等から、これまでのハード整備を中心としたバリアフリーだけではなく、ソフト対策の強化や、目的や方針の拡充に向け、検討が必要
重点整備地区・施設・経路について
バリアフリー法改正により、特別特定建築物に公立小中学校等が追加。当該地区での特定道路の追加指定もあり、重点整備地区の区域や経路の追加の検討が必要。また、施設の立地状況も変化していることから、現状に対応した施設や経路の検討が必要
特定事業等について
・鉄道駅におけるホームドアの整備促進や、ホームドアの整備状況に応じた視覚障害者誘導用ブルーブック等の整備の考え方、公共交通機関における役務の提供のガイドライン等が示されるなど、各種ガイドラインに対応したハード・ソフト両面からの事業内容について検討が必要 ・既に事業完了しているものについて、一部破損や維持保全に関する市民意見があることから、バリアフリー化を継続するための維持保全に関する事項について拡充の検討が必要 ・バリアフリー法改正により、特定事業に「心のバリアフリー」に関する事項として「教育啓発特定事業」が追加。バリアフリー情報の提供方法や自転車対策などの事業者及び利用者の教育・啓発に関する市民意見を踏まえ、特定事業の追加やその他の事業における事業内容の拡充の検討が必要

(I) 現状調査のまとめ

「(ア)事業実施状況調査」では、未完了事業の継続有無の判断が課題となっています。

「(イ)市民等意見調査」では、公共交通機関の利用の利便性向上が特に課題となっています。

「(ウ)社会動向への対応状況調査」では、基本構想における目標・方針の再検討や、バリアフリー法や関係法令の法施行・改正に合わせた事業内容の再検討が課題となっています。

以上の調査結果を踏まえ、基本構想の見直しの必要性が高いと判断し、それぞれの調査結果から今後検討すべき内容を、次の通りまとめました。

【今後検討すべき内容】

- ①重点整備地区的区域拡大、施設・経路の追加
- ②未完了特定事業の継続有無の精査
- ③公共交通機関の利用に係る利便性・安全性のさらなる向上
- ④「心のバリアフリー」に関する事業の拡充
- ⑤ソフトの取組の拡充を後押しする「目標・方針」の内容

イ 意見聴取

現状調査結果を踏まえまとめた「今後検討すべき内容①～⑤」に対して、地域住民である高齢者、障害者等の意見を反映させるため、市民参加による「現地調査(まち歩き点検ワークショップ)」と「関係者への意見等聴取」を実施しました。

ここでは、それぞれの調査について「調査概要」と「調査結果の整理」を確認します。

(ア) 現地調査(まち歩き点検ワークショップ)

a 調査概要

障害当事者や地元関係者と、基本構想に設定のある生活関連経路、バリアフリー経路を中心に、特定事業等の実施状況等について現地での点検を行い、ハード整備のあり方を検討しました。また、点検後に、特定事業等の実施状況や今後の取組に関する意見交換を行いました。

●市民参加によるまち歩き点検ワークショップ

実施日時	令和4(2022)年6月30日(木) 午前の部 9:30～12:00 午後の部 13:30～16:00
集合場所	旧新川崎・鹿島田駅周辺整備事務所
点検場所	新川崎駅、鹿島田駅周辺
参加人数	午前の部 22名 午後の部 21名 盲導犬1頭
参加対象	障害者団体からの推薦者、地域の市民団体、連絡調整会議の委員、事業者 等
プログラム	1.あいさつ(10分) 2.オリエンテーション(15分) 3.まち歩き点検(50分) 4.振り返りワークショップ(40分) 5.発表(10分) 6.まとめ・閉会(15分)

«点検等の様子»



車椅子での点検



公園出入口の確認



段差の確認



妊婦体験



グループワークの様子



グループワーク成果発表

午前の部は、新川崎駅周辺エリアを、午後の部は、鹿島田駅周辺エリアを中心に、各4グループに分かれて「まち歩き点検シート」を元に点検を行いました。

«点検ルート等»

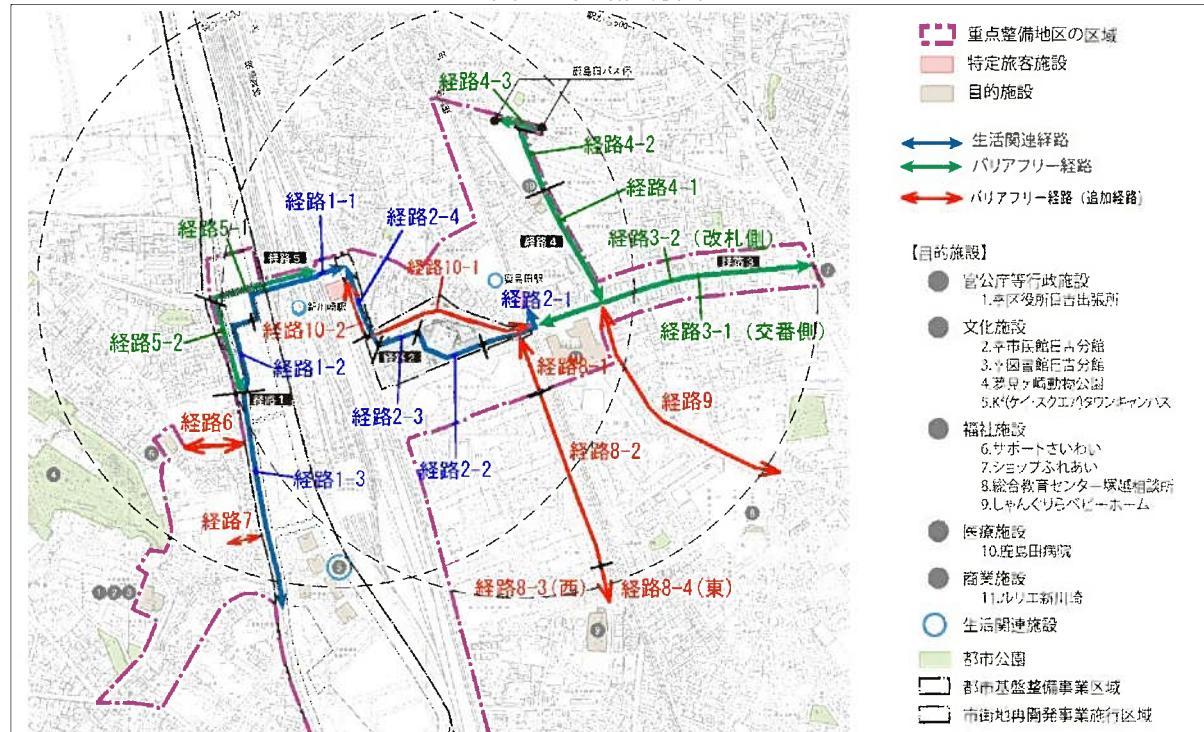
点検ルート(午前の部)		点検ルート(午後の部)	まち歩き点検シート
A 新川崎駅→経路 1	E 経路 3		
B 経路 2	F 経路 4→踏切		
C 経路7→経路1の一部(南北)→経路6→経路5	G 鹿島田駅→経路10(新道)		
D 踏切→経路8	H 経路 9		

b 調査結果の整理

1つの経路に複数の道路施設が存在している場合(両側歩道や立体横断施設等)があるため、点検経路を細区分(例:経路 1-1)し、結果を整理しました(経路区分図参照)。

なお、鹿島田駅西部地区第一種市街地再開発事業で整備した鹿島田駅と新川崎駅を結ぶ道路(以下「新道」という。)については、経路10として現状の確認を行い整理しました。

図11 経路区分図



«点検のまとめ»

市民参加による「まち歩き点検ワークショップ」の意見を踏まえて、施設管理者と特定事業化に向けた協議を行い「対応方針」として整理しました。また、経路については、点検前にバリアフリー基準（以下「基準」という。）への適合状況を確認していたため、適合状況を併せて記載しています。

【凡例】基準適合状況

- :適合又は概ね適合
- △:概ね適合であるが一部改善が必要
- ×:地形の特性上バリアフリー化が困難な部分がある
- :調査未実施

【凡例】対応方針

- ◎:事業化(対応する特定事業等)
- ◇:他事業での対応
- ▲:施設所有者(民間施設等)での対応
- △:再整備・更新時期に再検証
- ◆:地形や構造上困難、又は一定の対策が講じられている

なお、次表において「対応方針」が事業化（◎）となった項目については、改定後にどの特定事業等として実施するのかが分かるよう、次の凡例のとおり記載をしています（改定後の各特定事業等の詳細は、44ページ以降参照）。

対応する特定事業等の凡例:(公):公共交通 (道):道路 (交):交通安全 (教):教育啓発 (他):その他

■経路1(既存／生活関連経路)

位置	種別	基準適合状況	意見の概要	対応方針
経路 1-1	立体横断施設	○	(問題なし)	—
	南側UDタクシ-乗場	○	路面の視認性向上 路面のサインの改善 階段に併設するスロープの設置 経路の再検討(検証)	△ △ △ △
	経路	○	視覚障害者誘導用ブロックの維持保全 放置自転車対策 商業施設と駅前広場歩道の境界部の段差の視認性確保	◎(道) ◎(他) ▲
	駅前広場	○	タクシー待機所と乗車場の位置の改善	△
経路 1-3	経路	○	視覚障害者誘導用ブロックの維持保全 自転車利用のルールとマナーに関する教育・啓発活動の推進 放置自転車対策 片方の歩道への視覚障害者誘導用ブロックの設置 バス停へのベンチ設置(対応:公共交通事業者)	◎(道) ◎(他) ◎(他) ◆ △

■経路2(既存／生活関連経路)

位置	種別	基準適合状況	意見の概要	対応方針
経路 2-1	立体横断施設	○	利用者への対応・介助に関する職員の教育訓練の充実	◎(教)
経路 2-2 (民間)	立体横断施設	△	案内表示の視覚障害者対応 視覚障害者誘導用ブロックの連続性確保	▲ ▲
経路 2-3 (民間)	立体横断施設	△	雨天時等の転倒防止対策 転倒の注意喚起サインの改善	▲ ▲
経路 2-4	立体横断施設	○	視覚障害者誘導用ブロック等の設置の検討	◎(道)

■経路3(既存／バリアフリー経路)

位置	種別	基準適合状況	意見の概要	対応方針
経路3-1 (交番側)	経路	○	歩道上の通行支障物等の解消に向けた指導 沿道民間施設出入口への視覚障害者誘導用ブロックの設置の検討	◇ △
経路3-2 (改札側)	経路	○	視覚障害者誘導用ブロックの維持保全 ボラードの補修 グレーチングの改善 自転車利用のルールとマナーに関する教育・啓発活動の推進 放置自転車対策 歩道上の通行支障物等の解消に向けた指導 音響式信号機等の設置の検討	◎(道) ◎(道) ◎(道) ◎(他) ◎(他) ◇ ◎(交)
経路3	踏切	○	踏切の路面舗装の維持管理 踏切手前歩道部への視覚障害者誘導用ブロックの敷設	△ 令和4年度に実施済
		—	利用者マナー向上等に関する広報・啓発活動の実施(踏切通行が困難な方への配慮・助け合いの啓発)	「心のバリアフリー」の取組で対応

■経路4(既存／バリアフリー経路)

位置	種別	基準適合状況	意見の概要	対応方針
経路4-1	経路	○	視覚障害者誘導用ブロックの維持保全 歩道上の通行支障物等の解消に向けた指導 電話BOXの移設	◎(道) ◇ ▲
経路4-2	経路	○	視覚障害者誘導用ブロックの維持保全 歩道部構造の改善(切り下げ部)	◎(道) △
経路4-3	経路	△	視覚障害者誘導用ブロック等の設置の検討 標識・表示の視認性の確保 歩道部構造の改善(横断歩道滞留空間) 歩道有効幅員の検討	◎(道) ◎(交) △ △

■経路5(既存／バリアフリー経路)

位置	種別	基準適合状況	意見の概要	対応方針
経路5-1	経路	○	自転車利用のルールとマナーに関する教育・啓発活動の推進	◎(他)
経路5-2	経路	○	自転車の通行への配慮	◇

■経路6(新規候補／バリアフリー経路)

位置	種別	基準適合状況	意見の概要	対応方針
経路6	経路	×	路面標示の補修 歩道構造(傾斜路、段差)の改善	◎(道) ◆

■経路7(新規候補／バリアフリー経路)

位置	種別	基準適合状況	意見の概要	対応方針
経路7	経路	×	歩道の設置 音響式信号機等の設置の検討	◆ ◎(交)

■経路8(新規候補／バリアフリー経路)

位置	種別	基準適合状況	意見の概要	対応方針
経路8-1	経路	△	視覚障害者誘導用ブロック等の設置の検討 グレーチングの改善 切り下げ段差の改善 段差の識別のしやすさの改善 歩道構造の改善(勾配、段差)の検討	◎(道) ◎(道) △ ◆ △
経路8-2	経路	△	視覚障害者誘導用ブロック等の設置の検討 ボラードの視認性向上 路面舗装の改善 切り下げ段差の改善 歩道構造の改善(幅員) 歩道構造の改善(傾斜路、段差) 路面舗装の改善 自転車利用のルールとマナーに関する教育・啓発活動の推進 案内板の機能追加、案内板の設置位置の改善 マンション駐車場出入口の音声案内改善	◎(道) ◎(道) △ △ △ △ △ △ △ ◎(他) ▲ ▲
経路8-3 (西)	経路	△	視覚障害者誘導用ブロック等の設置の検討 歩道上の通行支障物等の解消に向けた指導	◎(道) ◇
経路8-4 (東)	経路	×	歩道構造の改善 歩道上の通行支障物等の解消に向けた指導	△ ◇

■経路9(新規候補／バリアフリー経路)

位置	種別	基準適合状況	意見の概要	対応方針
経路9	経路	△	視覚障害者誘導用ブロック等の設置の検討 歩道凹凸の改善の検討 歩道構造の検討 歩道上の通行支障物等の解消に向けた指導 歩道部構造の改善(横断歩道滞留空間) 違法駐車対策(対応:神奈川県公安委員会)	◎(道) ◎(道) ◎(道) ◇ △ ◎(他)

■経路10(新道／現状の確認)

位置	種別	基準適合状況	意見の概要	対応方針
経路10-1 (新道)	経路	○	新川崎駅への誘導サインの設置 自転車通行帯の舗装・色の改善 歩車分離サインの改善 自転車利用のルールとマナーに関する教育・啓発活動の推進	▲ ◆ ◆ ◎(他)
経路10-2 (新道)	経路	○	(問題なし)	—

■鹿島田駅(既存／特定旅客施設)

位置	種別	基準適合状況	意見の概要	対応方針
鹿島田駅	駅	—	手すりの設置 券売機の新設 サインの改善	△ △ △

■新川崎駅(既存／特定旅客施設)

位置	種別	基準適合状況	意見の概要	対応方針
新川崎駅	駅	—	案内板の定期的な更新、機能追加 トイレへの手すりの設置 券売機の音声案内の充実 駅職員のサービスの向上 精算機への誘導ブロックの設置 駅ホームへのベンチの増設	△ △ △ △ △ △

(イ) 関係者への意見等聴取(グループインタビュー等)

a 調査概要

「市民へのグループインタビュー」、「公共交通事業者打合せ」、「『心のバリアフリー』を考えるワークショップ」を通じて、主に「心のバリアフリー」に関する取組の方向性や内容について検討するための意見交換を行いました。

●市民へのグループインタビュー

実施日時	第1回 令和4(2022)年9月26日(月) 15:00~17:00 第2回 " 18:30~20:20 第3回 令和4(2022)年10月 1日(土) 14:00~15:35
集合場所	旧新川崎・鹿島田駅周辺整備事務所
参加人数	第1回 5名 /第2回 4名 / 第3回 4名
参加対象	町内会(御幸地区・日吉地区)、民生委員・児童委員、商店街、子育て世代 等
プログラム	1. 開会(5分) 2. 自己紹介(10分) 3. グループインタビュー(105分) 4. 閉会
実施内容	①エリア内の良いところ、気になるところについて ・新川崎・鹿島田駅周辺地区で、よく通る道(経路)やよく使う場所・施設の使い勝手(良い点、気になる点・改善したい点・ヒヤリハット目撲談) ②みんなで出来そうな「心のバリアフリー」について ・当事者の困りごとへの理解促進、教育・体験、分かりやすい案内、日頃からのコミュニケーションなど ・自分ができること、仲間とできること、団体でできること ③誰もが外出したくなるまちにするために ・誰もが外出したくなるまちを実現するために必要な考え方や姿勢

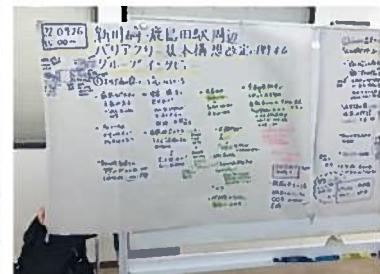
«グループインタビューの様子»



基本構想改定の概要説明



アイデア・意見交換



意見の書き取り

●公共交通事業者打合せ(全2回／バス事業者、鉄道事業者 各1回)

日時	実施概要
令和4(2022)年10月25日(火) ①13:30~15:00(バス事業者) ②15:00~16:30(鉄道事業者)	・基本構想改定の取組の共有 ・各事業者のバリアフリーの取組に係る情報交換 ・特定事業の検討(案)の確認 ・今後のスケジュールの確認

●「心のバリアフリー」を考えるワークショップ

実施日時	令和4(2022)年11月19日(土)13:30~16:00
集合場所	新川崎・創造のもり K ² (ケイ・スクエア)ハウス会議室
参加人数	24名
参加対象	まち歩き点検ワークショップ参加者、グループインタビュー参加者、障害者等団体からの推薦者、地域の市民団体、町内会、民生委員・児童委員、商店街、子育て世代、地元関係者、連絡調整会議委員 等
プログラム	1. 開会(10分) 2. 講演(30分) 3. オリエンテーション(20分) 4. ワークショップ(65分) ※4グループ 5. グループ発表・講評(25分) 6. 閉会
実施内容	①「基本構想の改定の方向性」について確認しよう ・まち歩き点検の成果の共有、課題と改善策の提案 ②みんなでできそうな「心のバリアフリー」 ・インタビューの結果を踏まえて、さらに取組アイデアなどを深堀する

《ワークショップの様子》



b 調査結果の整理

●市民へのグループインタビュー

グループインタビューから抽出した心のバリアフリーに関する意見を3つの項目と11のテーマに分類整理し、次に実施する「心のバリアフリー」を考えるワークショップに活かしました。

3つの項目	11 のテーマ	主な意見
A 当事者への理解を深める	1 地域で啓発の機会を設ける	障害を持っている方のリアルな声を聞く機会があると良い PTAなどで、親子で参加できる啓発事業があると良い 点字についても啓発機会があると良い ボランティアをしたい人に、お年寄りや障害のある方とのコミュニケーションが学べる講習などがあると良い PTAなど地域団体にも区や市で行っているバリアフリーに関する啓発活動の情報が伝わると良い 大きな企業にCSR(企業の社会的な責任)として自転車ルールの啓発などの啓発活動に取り組んでもらえないか

3つの項目	11のテーマ	主な意見
A 当事者への理解を深める	2 地域の方の力も借りながら学校教育に取り入れる	手話の授業を小学校で行つてはどうか 車椅子バスケットボールの体験や目の見えない方の体験(アイマスクなど)をやつたら良い。小学校の授業でもやっているようだが、先生の負担にならないように外部の人がやれると良い 学校で当事者の講演会をしてもらう 小4で学ぶ福祉学習では車椅子の人の対応を学ぶが、このようにロールプレイをするのもいい
	3 公共交通の利用に対して理解を深める	ベビーカーや高齢者がバスに乗りづらいのでお互い理解を深められるとよい 車椅子の乗車には時間がかかるということに対して、市民が理解を深められると良い。電光掲示板に表示したり「ただいま対応中です」などのアナウンスをしてはどうか
B ちょっとした勇気でちょっとした支え合いを	4 困りごとに気付ける工夫を	困っている状態にある人に声がけできるようになるには?気付けるようになるには? どんなお困りごとがあるのか知る機会を作る 困っている人に対する行動や指針が分かると良い 子どもや外国籍などの方のプロフィールや緊急連絡先などを「あんしんカード」にまとめておいて、何かあった時に見せることですぐに理解してもらえるツールを作っている 当事者も手伝いをされたい人とそうでない人がいるので、ヘルプマークなどがもっと浸透していくとよい
	5 小さな行動から始める	障害を持っている方に声をかけるのは勇気がいるが、一度やるとできるようになるのでやってみてほしい 横断歩道をお年寄りが渡るまで見届ける 踏切の危険はお互いに助け合うようにしたい ちょっとした心づかいが「〇〇運動」のようになってまち中に広がると良い
	6 体験・エピソードを発信する	地域の高齢者や障害者に優しくできた体験やストーリーを集めて発信する。皆が知ってやってみるきっかけづくりになる 心のバリアフリーのエピソードを集め(以前やっていたが引き続きやってもよいかもしれない)
C 外出しやすくするために地域で支える	7 見守り体制を作る	幸区の「ご近所支え愛事業」では、町内を歩いて見守りをしたり、月に1回程度集まって気づいたことを共有している タウンカフェに通う高齢者との会話が見守りにつながっている 通学路の交通安全の旗振りも、ハロウィンの仮装をするなどしてもっと気に留められるようにする
	8 誰でも行ける地域の居場所を作る	ほっとできる誰でも来れる居場所があると良い お年寄りが、お金がかからず気軽にに行って、行けば誰かと交流できるような場所があれば良い いこいの館というのがある。ボランティア運営で社協から少しお金が出ており、集会所で交流を行う 空き家を活用しながら、その自治会の方々にも協力していただき、午前は地域の高齢者の集いの場、午後は放課後の子どもたちが遊べる場のようなことを始めている
	9 地域ぐるみで子どもを育てる	地域ぐるみで子どもを気軽に預けられる場所があると良い 子ども食堂のようなこともやっていきたい

3つの項目	11のテーマ	主な意見
C 外出しやすくするため に地域で支える	10 移動をしやすく	電動車椅子をレンタルして商店街の行き来を楽にする。駅などに設置してスポンサー(広告)を募る タウンカフェに1台、レンタルの車椅子があれば色々使える人もいるのではないか
	11 地域にある団体や情報ツールと連携する	タウンニュースでも色々な情報が掲載されているが、歩道のルールを掲載してもらう ソーシャルデザインセンターは、様々なテーマでマップづくりをしている 幸区盛り上げ隊の方々が色々と活動しているようなので、連携していくと良い 「さいわい縁むす日」をどんなイベントにするか、地域で集まって話し合えると良い

●公共交通事業者打合せ

事業設定の留意点や教育啓発特定事業の事業候補について意見交換しました。

事業者	主な意見
バス事業者	・ノンステップバスの導入進捗は会社ごとに確認が必要である。導入済みの場合は事業完了、又は、車両更新時の導入は続くので継続という可能性もある ・これまでの特定事業には、バス停での情報提供など、到達点が明確でない事業設定がある。バリアフリー法改正によって、概ね5年ごとに事業の調査、分析及び評価を実施する努力義務が追加されたことも踏まえ、今後は、何をもって事業完了かを具体的に設定する ・移動等円滑化取組計画書における「⑤教育訓練」「⑥円滑利用適正配慮・広報活動・啓発活動」の取組が教育啓発特定事業としての検討候補になる
鉄道事業者	新川崎・鹿島田駅周辺地区の基本構想の見直しにあわせて、地区内に乗り入れていない鉄道事業者の社員教育等の取組を教育啓発特定事業に位置づけられるか。国土交通省のガイドラインでは地区内に限定しないとあるため可能ではあるが、各事業者の意向も含め、今後の調整課題である

●「心のバリアフリー」を考えるワークショップ

重点整備地区の区域拡大、経路の拡充や特定事業等に関することなど、「基本構想の改定の方向性」と、みんなでできそうな「心のバリアフリー」について意見交換し、主な意見をまとめました。

【基本構想の改定の方向性】

重点整備地区について

- ・区役所や体育館への経路は市民がよく使う道路であり、重点整備地区の区域に入れるべき
- ・区域を拡大するということだが、これまでの区域でも道が狭く危険なところもある。特に歩道にバス停のあるところなど、対応ができていないところについても整備が必要
- ・基本構想への反映のみにこだわらずに、大事なところはきちんとやるという視点が大切

経路や特定事業等について

- ・まち歩きに参加して感じたこととして、駅の開発が進んで道路が広くなってきた。また、表示物、点字ブロックなども整備されていると気づくようになった
- ・段差等はなるべく解消してほしい。新川崎駅から鹿島田駅周辺の地上部の歩道と車道の段差が気になる
- ・鹿島田駅は改札の外にベンチを設置してくれたが、新川崎駅は置かせてもらえない。検討してほしい
- ・トイレに大人を介助できる折りたたみ式の大型ベッドがあるとば良い。大型商業施設にはあるが、この付近にはなかなかない。民間の事業者にも設置に協力してもらえるとよい

【みんなでできそうな「心のバリアフリー」について】

「みんなでできそうな「心のバリアフリー」」に関する意見交換では、グループインタビューでの意見を整理した、3つの項目と11のテーマを活用し、参加者が感じている「心のバリアフリー」を推進するための取組について、優先順位や重要度を把握するためのシール投票を行いました。その結果、「3:公共交通の利用に対して理解を深める」「4:困りごとに気付ける工夫を」「5:小さな行動から始める」「8:誰でも行ける地域の居場所を作る」ことが大切であると感じていることが分かりました。

また、この意見交換でいただいたキーワードをもとに、基本構想改定の基本理念の設定を行いました(41ページ参照)。

心のバリアフリーを推進するために大切だと感じること	
3つの項目	11のテーマ(太字・網掛けは投票の多いテーマ)
A 当事者への理解を深める	1:地域で啓発の機会を設ける 2:地域の方の力も借りながら学校教育に取り入れる 3:公共交通の利用に対して理解を深める
B ちょっとした勇気で ちょっとした支え合いを	4:困りごとに気付ける工夫を 5:小さな行動から始める 6:体験・エピソードを発信する
C 外出しやすくするために 地域で支える	7:見守り体制を作る 8:誰でも行ける地域の居場所を作る 9:地域ぐるみで子どもを育てる 10:移動をしやすく 11:地域にある団体や情報ツールと連携する

(3) 分析・評価を踏まえた改定の方向性

基本構想の調査においては、まず、現状調査で改定の必要性の確認を行い、今後検討すべき内容について、次の通りまとめました(24ページ再掲)。

- ①重点整備地区の区域拡大、施設・経路の追加
- ②未完了特定事業の継続有無の精査
- ③公共交通機関の利用に係る利便性・安全性のさらなる向上
- ④「心のバリアフリー」に関する事業の拡充
- ⑤ソフトの取組の拡充を後押しする「目標・方針」の内容

次に、具体的な改定内容の検討のために実施した意見聴取の結果と併せて、①～⑤についてそれぞれ分析及び評価を実施し、「改定の方向性」を整理しました。

ア 重点整備地区の区域拡大、施設・経路の追加検討

(ア) バリアフリーマップとの整合を踏まえた目的施設の追加

本市では、バリアフリー基本構想策定地区において、駅から徒歩(500m～1km)圏内にあり、駅から施設までは徒歩で行く場合が多い施設、高齢者や障害者等を含む不特定多数の人の利用ニーズが高い施設等について本市ホームページの「ガイドマップかわさき バリアフリーマップ」へ掲載し、定期的に情報更新を行っています。基本構想策定から約14年が経過し、施設の追加や減失等もみられるため、バリアフリーマップの施設情報等を勘案し、目的施設の整理や追加をします。

(イ) 既存経路の適切な維持保全の推進

基本構想では、新川崎駅、鹿島田駅(特定旅客施設)を起点とする生活関連経路が2路線(経路1～2)、駅から徒歩(概ね500m)圏内に位置する目的施設へ向かうバリアフリー経路が3路線(経路3～5)あります。経路1～5については、整備が完了し、概ね基準を満たしていますが、市民参加による「まち歩き点検ワークショップ」において、施設の適切な維持保全が必要であることが改めて確認できました。施設管理者が取組を着実に実施していくために、特定事業等の事業内容を新たに設定します。

(ウ) 道路のユニバーサルデザイン化をめざしバリアフリー経路の追加

市民参加による「まち歩き点検ワークショップ」では、外出しやすい環境づくりについて、ハード整備の更なる進展の必要性が確認できました。そこで、さらなる歩行者空間の確保を図るために、目的施設へつながる4路線(経路6～9)の追加が効果的と考えられることから、バリアフリー経路を追加します。経路6、経路8は福祉施設へ、経路7、経路9は公立小中学校へつながる経路です。なお、経路8、経路9は、令和元(2019)年に特定道路に指定されたことを受けて追加した経路です。

(I) バリアフリー経路の追加に合わせた重点整備地区の区域拡大

経路6から経路9のバリアフリー経路の追加等に合わせて、基本構想の重点整備地区の設定を見直し、区域を拡大します。

(オ) 都市公園の利用環境向上のための重点整備地区の区域拡大

当該地区は、幅広い世代が楽しめる市内唯一の動物公園として市民や地域に愛され続けている夢見ヶ崎動物公園が西側に隣接しています。多くの地域住民や市民にとって、さらに快適な利用環境を提供するために、夢見ヶ崎公園の都市計画決定区域を重点整備地区に組み入れ、急な坂道や階段部分の地形の特性上バリアフリー化が困難な箇所を除き、必要な環境整備を実施します。

イ 未完了事業の継続有無の精査

現状調査結果をもとに、継続実施及び未実施の事業をハード整備・ソフト対応の視点から分類し、事業完了できなった理由等から、分析と課題整理を行います。

【ハード整備事業】 特定事業等 凡例 (公):公共交通 (交):交通安全 (他):その他

特定事業等	内容	事業継続実施又は未実施の理由(アンケート調査回答抜粋)
継続実施		
(公)	ノンステップバスの導入	車両代替時に順次導入 今後継続検討
(交)	音響式信号機等の設置の検討	既設(鹿島田交差点)があるが、継続管理や区域内での検討を継続実施
(交)	標識・表示の視認性の確保	標識、標示補修継続実施
未実施		
(公)	バス停留所の案内表示の改善	共同運行事業者のバス停のため対応予定なし 利用状況や、経済社会状況をみて検討 低成本による改善を図る

【ソフト対応事業】 特定事業等 凡例 (公):公共交通 (交):交通安全 (他):その他

特定事業等	内容	事業継続実施の理由(アンケート調査回答抜粋)
継続実施		
(交)	違法駐車の取締りの強化	継続実施中
(交)	違法駐車防止に対する広報・啓発活動の推進	管理者対策等継続実施 各種キャンペーンの実施
(交)	交通規制の実施	交通規制については、周辺住民の生活に大きく影響することもあり、利便性よりも交通の安全と円滑を第一に考え、真に必要なものについて継続検討
(他)	利用者への応対・介助に関する職員の教育訓練の充実	毎年国土交通省へ提出している「移動等円滑化取組計画書」に基づき継続対応中 社内にて座学・シミュレーション訓練等の研修を実施 車椅子研修の実施 入社時に全乗務員に対して実施、職員研修において実施 サービス介助士の取得、指導運転士選任時に取得 継続実施
(他)	放置自転車対策	駅周辺の駐輪場整備や放置自転車の撤去・啓発活動を継続実施
(他)	商品や看板の歩道上へのはみ出し解消	継続実施中
(他)	自転車利用のルールとマナーに関する教育・啓発活動の推進	交通安全運動キャンペーン、自転車マナーアップ指導、小学校等における自転車の安全な乗り方教室を実継続施 鹿島田駅周辺地区において、毎年各季の交通安全運動キャンペーン実施 新川崎駅前も含めた幸区における自転車マナーアップ指導を定期的に実施 新たな信号機設置場所で通学路児童見守り及び自転車指導の実施(令和元(2019)年9月) 駅周辺小学校における自転車の安全な乗り方教室の実施(毎年各小学校で実施)

継続実施と未実施の主な理由を抽出すると、「ハード整備事業」については、一旦事業を実施した上で更なるバリアフリー化に向け継続実施しているものと、様々な理由で事業完了には至らないものの継続実施中の2種類の理由がありました。また、未実施のものについては、乗客の利用状況や社会的・経済的な理由が大きく影響していました。「ソフト対応事業」については、その事業の性質上、継続的に実施することが必要な事業内容であり、事業完了の時期を把握しにくいことが分かりました。

よって、「ハード整備事業」は事業完了が明確に判断できる事業設定が、また、「ソフト対応事業」では継続を前提とした事業設定を検討します。

ウ 公共交通機関の利用に係る利便性・安全性のさらなる向上の検討

公共交通事業者が毎年国土交通省に提出する「移動等円滑化取組計画書／報告書」では、6つの取組(①旅客施設・車両等基準適合措置、②旅客施設・車両等役務提供基準遵守措置、③乗降介助・誘導等支援、④移動の情報提供、⑤教育訓練、⑥円滑利用適正配慮・広報活動・啓発活動)について、報告を行っています。

このうち、教育・啓発として、市民の生活利便性向上につながる取組として、⑤教育訓練、⑥円滑利用適正配慮・広報活動・啓発活動に係る事業があり、これらについて、教育啓発特定事業として位置づけることを検討します。

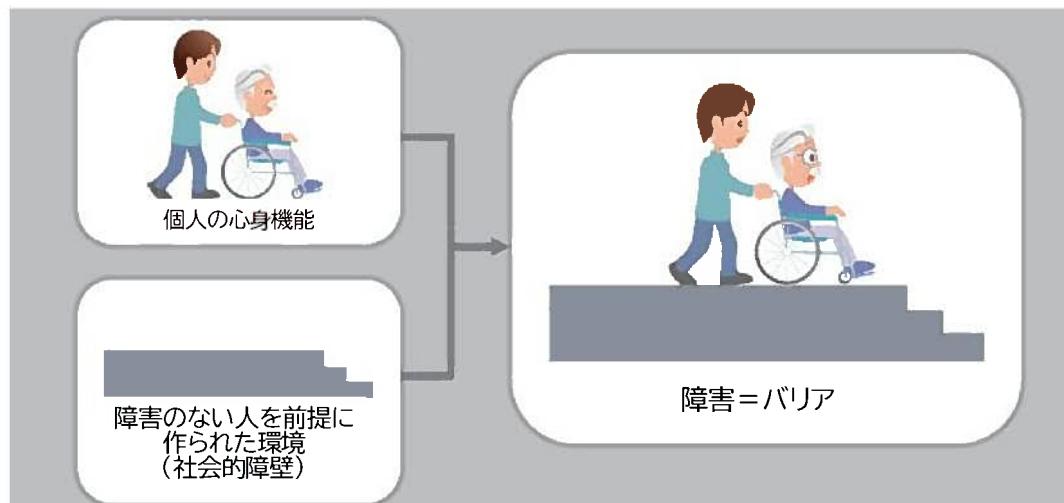
エ 「心のバリアフリー」に関する事業の拡充

(ア) 心のバリアフリーとは

「心のバリアフリー」とは、「様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと」ですが、その実現には、一人一人が具体的な行動を起こし継続することが必要です。「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」では、心のバリアフリーを体現するためのポイントとして、以下の3点を示しています。

- ①障害のある人への社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「障害の社会モデル」を理解すること。
- ②障害のある人(及びその家族)への差別(不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供)を行わないよう徹底すること。
- ③自分とは異なる条件を持つ多様な他者とコミュニケーションを取る力を養い、すべての人が抱える困難や痛みを想像し共感する力を培うこと。

図12 障害の社会モデルの一例



(イ) 「心のバリアフリー」の普及啓発

「心のバリアフリー」を実現するための施策は、あらゆる年齢層において継続して取り組まなければならぬ課題であるとともに、地域のあらゆる場所において切れ目なく実現されなければなりません。本市では、「人々の意識や社会環境のバリアを取り除き、誰もが社会参加できる環境を創出すること」を「かわさきパラムーブメント推進ビジョン」における理念として、高齢者や障害者等、その他様々な特性のある人への理解を深めるための啓発活動等、「心のバリアフリー」に関する様々な施策(次表参照)に取り組んでいます。

今後も、「心のバリアフリー」に関する取組を推進していくとともに、より一層の施策間での連携を推進するため、基本構想の教育啓発特定事業に「心のバリアフリー」に関する取組を位置づけることについて、検討します。

【本市における「心のバリアフリー」に関する主な取組例一覧】

具体的な取組		取組の内容
講座・研修	市職員研修	<ul style="list-style-type: none"> ・共生社会の実現に向け、市民サービスの向上、パラムーブメント推進を目的として、市職員向けに各種研修を実施 ・多様性、心のバリアフリー、ダイバーシティ研修、施設のバリアフリーの講義 ・職員向け人権研修の実施 ・ウェブアクセシビリティに関する研修を実施
	市バスの運転手研修	<ul style="list-style-type: none"> ・市バスの全運転手に車椅子・ベビーカーでのバスの乗降や、バス車内車椅子スペースにおける車椅子等の固定、障害者差別解消法に関する研修を実施 ・市バスの運転手が高齢者疑似体験グッズを装着し、利用者としてバスへの乗車体験をする研修を実施
	障害者スポーツ普及促進事業(かわさきインクルージョンモデル)	<ul style="list-style-type: none"> ・障害理解につながる絵本、紙芝居等を活用した取組 ・オープンエアメーカー(障害理解センター)養成講習会の実施 ・初級障がい者スポーツ指導員養成講習会の開催 ・各区スポーツセンターで障害者スポーツプログラムを実施
	認知症サポーター養成講座	認知症の人と家族の応援者である「認知症サポーター」を養成する「認知症サポーターキャラバン」に基づく取組を実施
	川崎市人権学校	市民一人ひとりが互いの人権を尊重できるよう、人権関係のテーマを設定してセミナーを実施
	社会教育振興事業	<ul style="list-style-type: none"> ・民主主義の精神にのっとり、平和と基本的人権を尊重し、市民が自ら学びを創造する豊かで活力のある地域社会の実現をめざして実施 ・外国人市民等が日常生活に必要な基礎的日本語を身に付けるための学習支援をする「識字学習活動」を実施 ・地域での体験活動や交流等の学習機会を提供する「障がい者社会参加活動」を実施
情報発信・情報提供	かわさきパラムーブメントに係る広報・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・かわさきパラムーブメントの理念等について市民の理解浸透を図るため、動画、啓発物、冊子等の制作・配布し、市民等へ周知 ・パラムーブメント実践店の取組として、市内の商業店舗等で、ハード面又はソフト面のバリアフリー対応が可能などを市民等へ発信 ・体験を通じ、障害の社会モデルや障害特性への理解を促すため、バリアフリーレストランの開催
	バリアフリーマップ	市ホームページ(ガイドマップかわさき)にて、駅を中心に施設のバリアフリー情報や経路情報を発信
	ヘルプマーク普及の取組	心のバリアフリーの理念を踏まえ、神奈川県内共通の「ヘルプマーク」の配布・普及の取組を実施
	合理的配慮に関する普及・啓発の取組	「合理的配慮の提供のサポートブック」や障害者差別解消法のパンフレットなどを用い、普及啓発活動を実施
	地域包括ケアシステムに関する普及・啓発の取組	地域包括ケアシステムポータルサイトの運営や市民向け講演会の開催、パンフレットや身近で分かりやすい話を題材にした漫画の制作等、様々な広報媒体を活用した普及・啓発を実施

具体的な取組		取組の内容
マナーキャンペーン	性的マイノリティに関する意識普及活動	性的マイノリティをテーマにした映画上映や関連トークショー、情報共有ルームの開設等の実施、企業向け「LGBTセミナー」の開催
	タブレットを利用した手話及び外国語通訳システムの導入	区役所及び支所の窓口で、誰もが安心して行政サービスを受けられるよう、タブレット端末による手話通訳や外国語の機械通訳及びテレビ通訳システムを導入
	カラーユニバーサルデザインに関する取組	「公文書作成におけるカラーユニバーサルデザイン・ガイドライン」を作成し、色弱者を含め、誰にでも見やすく分かりやすい公文書作成を推進
	ウェブアクセシビリティに関する取組	市ホームページを JIS X 8341 3:2016 の適合レベル AA に準拠
	その他の広報媒体等における情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・市政だよりにおいて、点字版・録音版・テキスト版等、障害特性に応じた提供を実施 ・テレビにおいて、データ放送を用いたテキスト版の市政情報等の提供を実施 ・ラジオにおいて、7か国語放送により市政情報等の提供を実施 ・市長記者会見の動画配信において、手話通訳の導入やホームページ上に会見録の掲載を実施
	市バス車内の案内に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・市バスのバス車内に、筆談具での案内に対応するステッカーを掲示 ・多様な利用者への配慮に係るマーク(ヘルプマークやマタニティマーク等)をバス車内に掲示
交流・イベント	自転車の交通ルール周知・徹底とマナー向上の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・幼児、小中高生、成人及び高齢者と、各世代での交通安全教室・講話の実施 ・各季(春・夏・秋・年末)及び強化月間でのキャンペーン実施による広報啓発の実施 ・自転車の安全利用に係る助言及び啓発活動のため、自転車マナーアップ指導員による巡回活動の実施 ・自転車の通行方法を示す路面表示等の設置及びチラシ配布や声掛け等による広報・啓発活動の実施
	市バスの車椅子・ベビーカーの乗車方法等に関する周知	優先席等の優先利用の配慮や車椅子・ベビーカーでの乗車方法について、市バスの車内ポスター・市バスマップ・車内アナウンス等で周知を実施
学校教育	パラスポーツの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・市民参加のイベントでのパラスポーツ体験等を通じ、パラスポーツに関する普及啓発を実施 ・パラスポーツをする機会の創出等のため、市長杯ボッチャ大会を開催
	パラアートの推進	障害のあるなしにかかわらず親しめる文化芸術活動として、Colors かわさき展、パラアート・ミーティングなどを開催
	プラチナ音楽祭	高齢の方が文化活動に参加する機会を広げ、市民文化の振興と地域社会の活性化につなげることをめざし、シニア世代で構成される音楽グループによる音楽祭を開催
	かわさき人権フェア	不当な差別の解消と人権課題の解決に向け、音楽ステージや各種体験等、市民の皆様に楽しみながら人権について考えていただくイベントを開催
福祉	かわさき共生* 共育プログラム	全市立学校で実施している豊かな人間関係を育むプログラム。「自分づくり」「友達づくり」「仲間づくり」の3つを視点とし、構成的な場での体験を通して、ソーシャルスキルの向上を図る。原則年7時間の実施
	キャリア在り方生き方教育	社会の一員としての役割を果たすとともに、それぞれの個性、持ち味を最大限に發揮しながら、自立して生きていくために必要な能力や態度を育てる教育の実施
	パラスポーツ体験	パラスポーツの機会の拡充と障害への理解促進を図るため、パラスポーツの魅力を体験する「パラスポーツやってみるキャラバン」を小中学校等で開催
	出張授業	ソフト・ハードのバリアフリーに関する内容。市職員が出張授業を実施
	市バスのバリアフリー教室	市内の小中学校の生徒や高齢者の方を対象に、車椅子でのバスの利用方法やバス車内にあるマーク(ヘルプマーク等)の意味、多様な利用者への対応等について伝える、バリアフリー教室を開催

オ ソフトの取組の拡充を後押しする「目標・方針」の内容の検討 ～市民意見を盛り込んだ目指す地域像としての「基本理念」の設定～

平成28(2016)年の障害者差別解消法の施行に伴い、国や地方公共団体による合理的配慮の提供が義務化されました。また、改正バリアフリー法(令和2(2020)年)においては「心のバリアフリー」の推進が求められています。共生社会の実現に向け、これまで実施してきた環境整備(ハードのバリアフリー化)を引き続き推進するだけではなく、合理的配慮や役務の提供をはじめとしたソフトの取組の拡充が必要です。

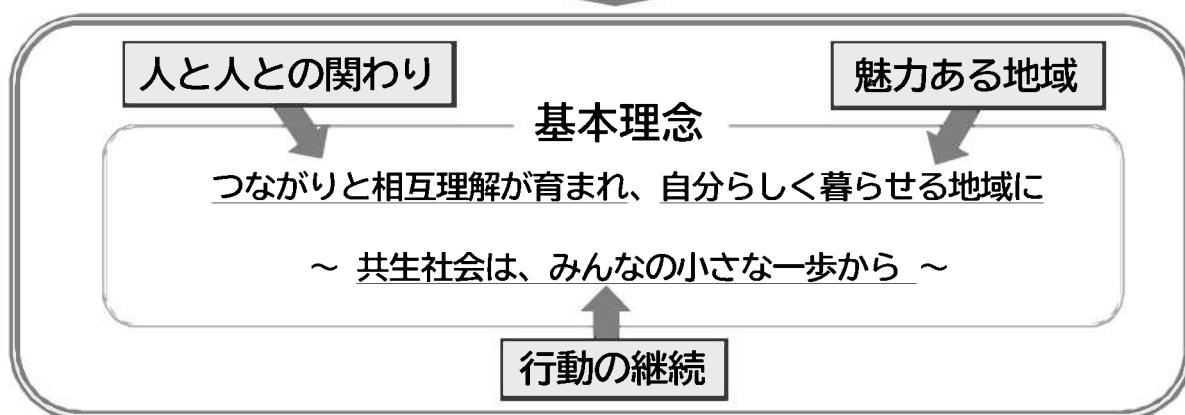
ソフトの取組の拡充のためには、市や公共交通事業者など、関連法令等により取組が責務となっている実施主体が推進することは当然ですが、まちで暮らす市民が主体的に取り組む機運づくりも必要です。また、ソフトの取組の拡充を後押しする「目標・方針」については、障害当事者や地域住民の意見を踏まえて、基本構想に基づく取組により実現をめざす将来像やバリアフリー基本構想の基礎となる考え方を据えることが重要です。

意見聴取のため実施した「市民へのグループインタビュー」や「心のバリアフリーを考えるワークショップ」では、今後、市民が主体的に取り組むべき具体的なアイデアや将来像について、多くの意見をいただきました。障害当事者や地域住民の意見に基づいた「目標・方針」を立てるために、次表の通り、多くの意見が示すイメージを抽出し、意見からみえる大切な考え方を整理しました。

本改定においては、この「意見から抽出された大切な考え方」に基づき、「基本理念」を設定します。

【基本理念設定までのキーワード抽出と整理】

いただいた意見	意見が示すイメージ	意見から抽出された大切な考え方		基本理念
つながりがある／心に余裕がある／自然と交流している／障害のある方とない方は関係ない／互いに気づき合える／相互理解がある	人と人との関わり	→	心の余裕や交流を生み出す「つながり」があり、障害有無に関係なく気づき合い・相互理解できる	つながりと相互理解が育まれ
歩いて楽しい／魅力があつて楽しい／面白く情報が入ってくる／歩いていて気持ちいい／会話が生まれるあつたかいまち／ほっとできる／手助けがある	魅力ある地域	→	楽しい・面白い・あったかいなど「暮らし」の豊かさの感じ方は、人それぞれである。よって、その人が「自分らしく」暮らせることが大切	自分らしく暮らせる地域に
一人一人の小さな行動が一番大事／小さな行動が渦となり次第に大きな動きになる	行動の継続	→	一人一人の小さな行動を積み重ねる。いわば「みんなの一歩」が集まって、「共生社会」の実現に近づいていく	共生社会は、みんなの小さな一歩から



第2章 新川崎・鹿島田駅周辺地区バリアフリー基本構想改定

1 基本理念

上位計画、関連計画の考え方や、基本構想の改定に向けて実施した市民参加ワークショップ等の意見を踏まえ、基本構想改定の基本理念を設定します。

つながりと相互理解が育まれ、自分らしく暮らせる地域に
～共生社会は、みんなの小さな一步から～

2 目的施設・バリアフリー経路・重点整備地区的区域の設定

(1) 目的施設及びバリアフリー経路

ア 目的施設

基本構想策定後に整備された公共的施設のうち、駅から徒歩(概ね500m)圏内にあり、駅から施設までは徒歩で行く場合が多く、高齢者や障害者等を含む不特定多数の人の利用ニーズが高い施設について、バリアフリーマップの施設情報等を勘案し、「目的施設」として追加します(次表の太字・網掛けの施設)。

なお、これまで保育所や幼稚園も「目的施設」としていましたが、特定多数が利用する施設であり、不特定多数の利用ニーズが高い施設とは整理ができないことから、基本構想改定においては「目的施設」としません。また、本改定において「生活関連施設」の追加はありません。

施設(太字・網掛けは基本構想改定で追加した施設)	
生活関連施設	A.新川崎駅(特定旅客施設※) B.鹿島田駅(特定旅客施設※) C.新川崎・創造のもりK ² (ケイ・スクエア)タウンキャンパス(ハウス)
目的施設	1.幸区役所日吉出張所 2.鹿島田駅前交番 3.日吉交番 4.下平間交番 5.JAセレサ川崎鹿島田支店 6.パークシティ新川崎内郵便局 7.横浜銀行鹿島田支店 8.川崎鹿島田郵便局 9.川崎古市場郵便局 10.川崎信用金庫鹿島田支店
保健・福祉施設	11.ニチイケアセンター新川崎 12.こども家庭センター(中央児童相談所) 13.サポートさいわい 14.ゆうゆう広場さいわい(総合教育センター塚越相談室) 15.しゃんぐりらベビーホーム 16.日吉老人いこいの家 17.下平間こども文化センター
医療施設	18.松村歯科 19.医療法人社団育成会鹿島田病院

	商業施設	20.新川崎スクエア 21.KTシンカモール 22.ルリ工新川崎
	目的施設	23.夢見ヶ崎動物公園(幸区市民健康の森) 24.幸市民館日吉分館 25.幸図書館日吉分館 26.川崎市立東小倉小学校 27.川崎市立日吉小学校 28.川崎市立古川小学校 29.川崎市立下平間小学校 30.川崎市立塚越中学校
	教育文化施設等	
	公園・運動施設	31.さいわいふるさと公園
	その他	32.かわさき新産業創造センター(KBIC)

※特定旅客施設:バリアフリー法第2条第7号に該当する旅客施設

イ バリアフリー経路

バリアフリー法に基づく「特定道路」の追加指定や、まち歩き点検の結果を踏まえて、バリアフリー経路を追加します(経路6~9。次表の太字・網掛けの経路)。本改定において、「生活関連経路」の追加はありません。

なお、追加したバリアフリー経路のうち経路6及び経路7の生活道路部分並びに経路8南側の歩道部分においては、地形の特性上バリアフリー化が困難な箇所があります。

経路(太字・網掛けは基本構想改定で追加した経路)	
生活関連経路	経路1(新川崎駅～新川崎・創造のもりK ² (ケイ・スクエア)タウンキャンパス(ハウス)) 経路2(新川崎駅～鹿島田駅)
バリアフリー経路	経路3(鹿島田駅～川崎古市場郵便局) 経路4(経路3～鹿島田バス停) 経路5(新川崎駅～経路1) 経路6(経路1～サポートさいわい) 経路7(経路1～川崎市立日吉小学校) 経路8(経路2～しゃんぐりらベビーホーム) 経路9(経路3～川崎市立塚越中学校)

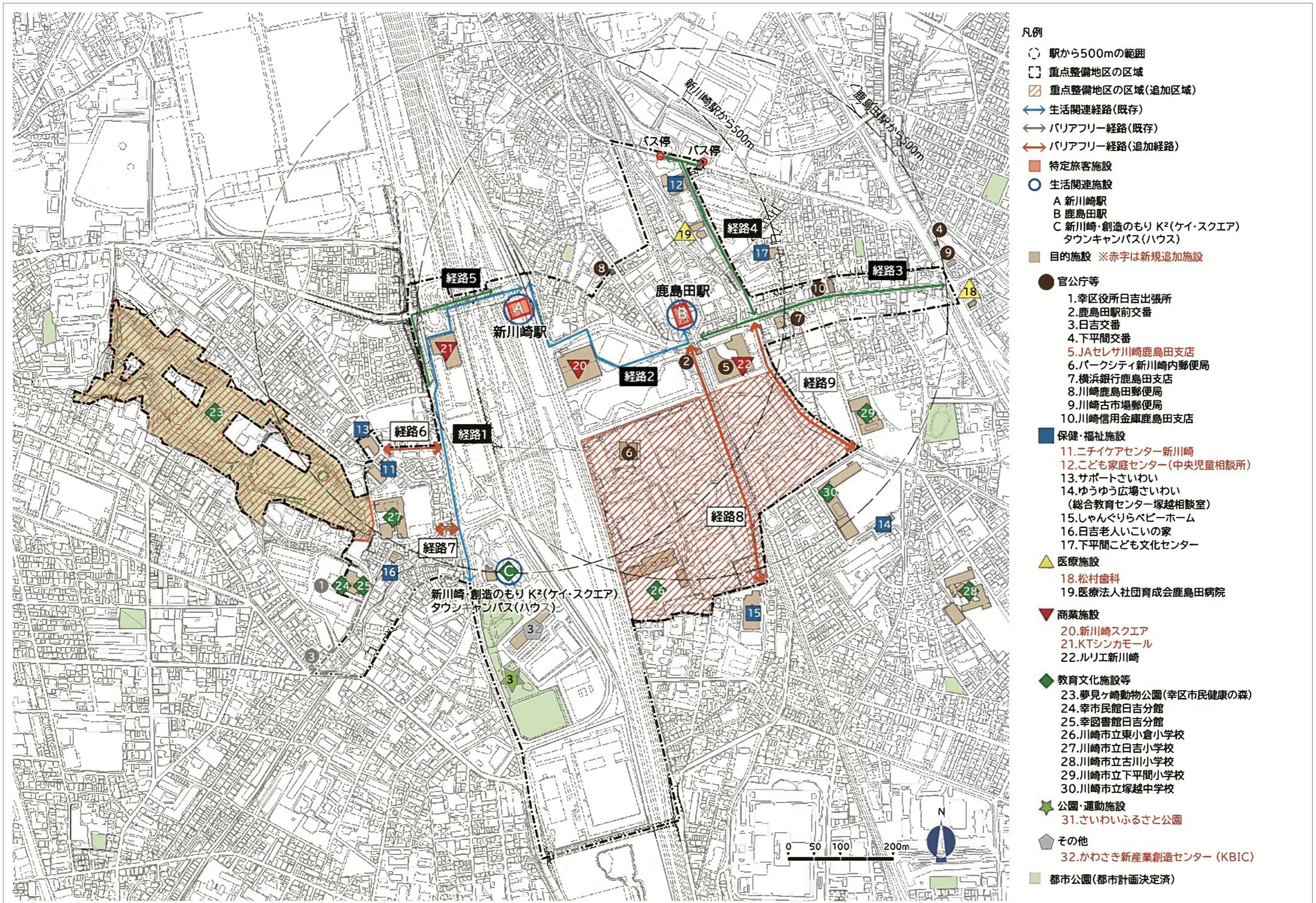
(2) 重点整備地区の区域の拡大

重点整備地区の区域の拡大にあたっては、基本構想の考え方を踏まえつつ、以下に示す条件を考慮し設定します。

- ・駅を中心とした徒歩(概ね500m)圏内の範囲
- ・追加するバリアフリー経路を含む範囲
- ・区域の境界は、できる限り道路、河川、鉄道等の施設によって設定
- ・ある程度整形なまとまりに配慮

基本構想改定においては、新たに追加するバリアフリー経路8及び経路9を含む範囲を重点整備地区に追加します。また、地形の特性上、急な坂道や階段のバリアフリー化が困難な箇所がありますが、夢見ヶ崎公園の都市計画決定区域を追加し、区域面積を74haへ拡大します。

図13 重点整備地区的区域・施設・経路



3 特定事業等

重点整備地区の区域内において実施する特定事業等を以下に示します。ここに示された事業内容を踏まえ、各特定事業の事業者は特定事業計画を作成し、実施目標を定めて事業を実施します。

特定事業の実施にあたっては、バリアフリー法に基づく移動等円滑化基準や各種ガイドラインに沿った整備を行うことを基本とします。

なお、令和2(2020)年のバリアフリー法改正により、新たな特定事業として「教育啓発特定事業」が追加されました。本市においても新たに「教育啓発特定事業」を追加しますが、その特性上、重点整備地区内のみで実施するものではありません。

また、路外駐車場特定事業及び建築物特定事業の設定はありません。

(1) 特定事業等一覧

位置	事業内容		事業者	実施完了時期		
	改定後	改定前 ※1		概ね 5年 ※2	今後の機会を捉え 検討	継続
公共交通特定事業						
新川崎駅	階段の段の視認性向上	—	東日本旅客鉄道 (株)	●		
	ホームドアの整備	—		●		
鹿島田駅	階段の段の視認性向上	—	東急バス(株) 川崎鶴見臨港バ ス(株) 川崎市交通局	令和 13(2031)年度頃 までに設置予定		
	ホームドアの整備	—		●		
バス車両	ノンステップバスの導入	(同左)		令和 13(2031)年度頃 までに設置予定		
道路特定事業※3						
経路1 経路3 経路4	視覚障害者誘導用ブロックの維持保全	—	道路管理者 (川崎市)			●
経路3	ボラードの補修	—				●
経路3 経路8	グレーチングの改善	—				●
経路3	踏切手前歩道部への視覚 障害者誘導用ブロックの 維持保全	—				●
経路2 経路4 経路8 経路9	視覚障害者誘導用ブロック等の設置の検討	—				●
経路6	路面表示の補修	—				●
経路8	ボラードの視認性向上	—				●
経路9	歩道凹凸の改善の検討	—				●
	歩道構造の検討	—				●

都市公園特定事業						
夢見ヶ崎 動物公園	授乳室の整備	—	公園管理者 (川崎市)	●		
	誰もが使いやすいトイレの整備(車椅子対応、オストメイト、ベビーシート、介助シート)	—		●		
	広場内園路の不陸補正と平坦性の確保	—		●		
交通安全特定事業						
生活関連 経路	音響式信号機等の設置の検討	(同左)	神奈川県 公安委員会	●		
バリアフリー 一経路	標識・表示の視認性の確保	(同左)		●		
教育啓発特定事業						
市内全域	利用者への対応・介助に関する職員の教育訓練の充実 ※4	—	東日本旅客鉄道 (株) 東急バス(株) 川崎鶴見臨港バス(株) 川崎市交通局	●		
	利用者マナー向上等に関する広報・啓発活動の実施	—		●		
	バリアフリーマップの作成及び情報発信	—		●		
	かわさきパラムーブメントに係る広報・啓発活動の実施	—	川崎市	●		
	小中学校等でパラスポーツを体験する取組を実施	—		●		
その他の事業						
生活関連 経路	違法駐車対策 ※5	—	神奈川県 公安委員会	●		
バリアフリー 一経路	交通規制の整合性の確保 ※5	—		●		
重点整備 地区内	放置自転車対策	(同左)	川崎市	●		
	自転車利用のルールとマナーに関する教育・啓発活動の推進	(同左)		●		

※1 :改定前の欄が「—」の事業は、基本構想改定で追加する事業

※2 :開発や修繕等の機会に合わせて進める(概ね5年程度を目標)

※3 :各経路の詳細は2(1)イ(42ページ)を参照

※4 :その他事業(改定前)から、事業内容を見直し教育啓発特定事業(改定後)へ変更

※5 :交通安全特定事業(改定前)から、事業内容を見直しその他の事業(改定後)へ変更

(2) 完了した特定事業等一覧(改定では事業化しなかったもの)

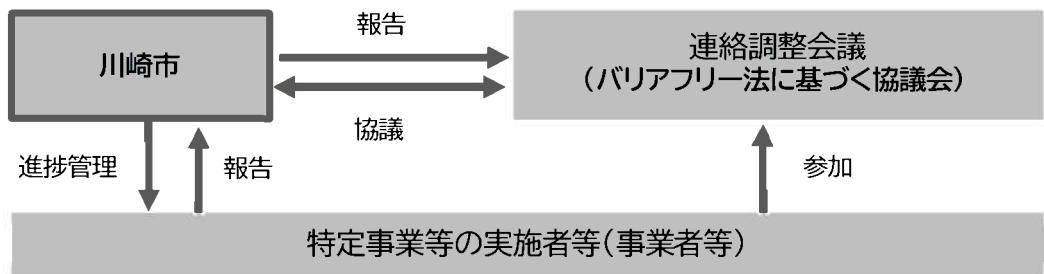
事業が完了したため、基本構想改定において特定事業化しなかったものを、記録としてここに整理します。なお、道路特定事業については、全ての事業を見直し新たな特定事業として設定したため、次の表に記載しています。

位置	事業内容	事業者
公共交通特定事業		
新川崎駅	トイレの男女別及び構造を示す触知案内図の設置	
新川崎駅 鹿島田駅	階段の段の視認性向上の検討	東日本旅客鉄道(株)
バス停での情報提供	バス停留所の案内表示の改善	東急バス(株) 川崎鶴見臨港バス(株) 川崎市交通局
道路特定事業		
経路3 (鹿島田駅～ショップふれあい) 経路4 (経路3～鹿島田バス停)	視覚障害者誘導用ブロックの敷設の検討	道路管理者(川崎市)
経路4 (経路3～鹿島田バス停)	歩道の勾配の改善 歩道舗装の平坦性の確保 歩道の有効幅員の拡大の検討	
その他の事業		
重点整備地区内	商品や看板の歩道上へのはみ出し解消	川崎市 幸区 地元関係者
新川崎駅駅前広場	交通広場の整備	都市基盤整備(川崎市)
新川崎駅・鹿島田駅	駅周辺案内図の設置(新川崎駅～鹿島田駅間の案内) バス乗り場案内図の設置	川崎市 幸区
経路1 (新川崎駅～K ² (ケイ・スクエア)タウンキャンパス)	歩道及び歩行者専用通路(跨線橋)の整備 視覚障害者誘導用ブロックの敷設	都市基盤整備(川崎市)
経路2 (新川崎～鹿島田駅)	歩道及び歩行者デッキの整備 視覚障害者誘導用ブロックの敷設	市街地再開発事業施行者(再開発(株))
経路5 (新川崎駅～経路1)	交差点部において注意喚起等のための視覚障害者誘導用ブロックの敷設	都市基盤整備(川崎市)
ポケットパーク	ベンチ等休憩施設の整備	川崎市
新川崎地区小倉跨線橋北	小倉跨線橋北側の歩行者用専用道路における照明施設の設置	都市基盤整備(川崎市)

4 推進体制及び進行管理

(1) 基本構想推進体制

特定事業等の進捗管理状況や、他地区の今後の改定に向けた検討の状況等について継続的に連絡調整会議に報告し、その協議内容も検討材料としながら、引き続きハード・ソフトのバリアフリー化に取り組みます。



(2) 今後のスケジュール

本市では、バリアフリー法改正の内容等を踏まえながら、令和2(2020)年度より新川崎・鹿島田駅周辺地区において、基本構想の改定に向けて取り組んできました。今後は、この改定の結果を踏まえ、本市のバリアフリー基本構想及びバリアフリー推進構想の取組の効果や、そのあり方を検討し、継続的にバリアフリー化に取り組みます。

なお、バリアフリー法では、バリアフリー基本構想を策定した場合においては、概ね5年ごとに事業の実施状況等について調査、分析及び評価を行うよう努めることと規定されています。本基本構想においては、国の基本方針や、本市総合計画の計画期間が終了する令和7(2025)年度を契機として、他地区の構想の検討状況等も踏まえた中間確認を実施する予定です。

【スケジュールイメージ】

